資料１－１

復興産業集積区域

市町村	復興産業集積区域の範囲
洋野町	○区域Ａ 【種市地区復興産業集積区域】 洋野町種市第１～５８、６０、６３～６９、７２、７４地割、洋野町小子内第１～８地割、洋野町有家第１～９地割、洋野町中野第１～１３地割 【大野地区復興産業集積区域】 洋野町上舘第５４～５７地割、洋野町大野第４、６～９、１１～１２、１４、１６、１９～３３、３５～５５、５７～６５、６７～７２地割、洋野町阿子木第１～１８地割、洋野町帯島第１～１１地割、弥栄、洋野町水沢第７～１０地割
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、青森県の境界線と国道４５号線との交会点を起点とし、久慈市の境界線と国道４５号線との交会点に至るまでの国道４５号線の中心線から東西に３ｋｍ以内、久慈市の境界線と国道３９５号線との交会点を起点とし、軽米町の境界線と国道３９５号線との交会点に至るまでの国道３９５号線の中心線から１ｋｍ以内を区域Ｂとする。
久慈市	○区域Ａ 【拠点工業団地復興産業集積区域】 ・久慈市長内町第 28 地割 105-252、105-253、105-255、105-256、105-257、105-259、105-260、105-261、105-263、105-264、105-304、105-305、105-307 ・久慈市長内町第 35 地割 114-4、123-18、123-19、123-20、123-21、123-22、123-24 【諏訪下埋立地区復興産業集積区域】 久慈市長内町の埋立区域（地図参照） 【長内工業地区復興産業集積区域】 久慈市長内町第 27 地割 29 番 2 号～3 号、7 号、10 号、30 番 1 号、7 号～8 号、11 号、31 番 1 号、3 号、5 号、7 号～8 号、第 28 地割 1 番 15 号、19 号、25 号、29 号、30 号、1 番、2 番 15 号、19 号、22 号～25 号、27 号、2 番、3 番 1～2 号、15 号、23 号～25 号、28 号～30 号、4 番 2 号～7 号、15 号、28 号～29 号、5 番 15 号、28 号～30 号、5 番、6 番 1 号～3 号、25 号、29 号、7 番 1 号～9 号、29 号～30 号、8 番 1 号～2 号、25 号、28 号～29 号、9 番 29 号、10 番 1 号～2 号、6 号～7 号、30 号、11 番 2 号～3 号、7 号、29 号～30 号、12 番 29 号～30 号、12 番、13 番、14 番、16 番、18 番、20 番、22 番、23 番、26 番、27 番、29 番 2 号、13 号～14 号、30 番 2 号、13 号～16 号、18 号～21 号、31 番 2 号、31 番、32 番、33 番 1 号～10 号、34 番、35 番 1 号～3 号、36 番 1 号～2 号、37 番 1 号～2 号、38 番、40 番 1 号、41 番 2 号、46 番 1 号～2 号、48 番 1 号～2 号、50 番、51 番 1 号、4 号～6 号、52 番 1 号、53 番 1 号、54 番 1 号、56 番 1 号、57 番 1 号～2 号、62 番、63 番 1 号～2 号、64 番 1 号、65 番、66 番、67 番、68 番、69 番 2 号、70 番 1 号、71 番、73 番 1 号～2 号、74 番、75 番、76 番 2 号、76 番、77 番 1 号、4 号、77 番 6 号～7 号、10 号～19 号、78 番 2 号、78 番、80 番 1 号～3 号、81 番 3 号～5 号、9 号、11 号、82 番 1 号、84 番、85 番 1 号、86 番 1 号～2 号、88 番 1 号～2 号、89 番 1 号、3 号、90 番 2 号、98 番 1 号～2 号、6 号～7 号、99 番 3 号～4 号、100 番 1 号、4 号～7 号、11 号～15 号、103 番 1 号、34 号、55 号、63 号、74 号、第 29 地割 1 番 1 号、3 号

市町村	復興産業集積区域の範囲
	～6 号、14 号～21 号、25 号、30 号、2 番 14 号、15 号、19 号、20 号、25 号、3 番 1 号、7 号、11 号、14 号、25 号、26 号、4 番 1 号、3 号、5 号～8 号、16 号、24 号、25 号、5 番 1 号、2 号、14 号～17 号、24 号、25 号、29 号、6 番 2 号、4 号、5 号、14 号～16 号、24 号、7 番 14 号、15 号、21 号、24 号、7 番、8 番 1 号、9 号、13 号～21 号、24 号、9 番 1 号～4 号、14 号、15 号、19 号、20 号、21 号、10 番 1 号、7 号、10 号、14 号、16 号、17 号、21 号、11 番 14 号、18 号、12 番 14 号、18 号、14 番 1 号　～3 号、5 号～14 号、15 番 1 号、2 号、5 号～7 号、9 号、16 番 1 号、4 号～6 号、17 番 1 号、5 号、18 番 1 号、11 号～13 号、19 番 1 号、2 号、20 番 1 号、2 号、21 番 1 号、7 号～10 号、24 番 4 号～8 号、25 番 1 号～5 号、26 番 3 号、26 番、29 番 5 号、30 番 1 号、2 号、31 番、32 番 1 号、33 番 1 号、2 号、4 号、5 号、34 番 1 号、2 号、35 番、36 番 1 号～5 号、37 番 1 号～5 号、38 番 1 号～3 号、39 番 1 号～3 号、40 番、41 番、42 番、43 番、44 番、45 番、46 番、47 番、48 番、49 番、50 番、51 番、52 番、53 番、54 番、55 番、56 番、第 30 地割、第 31 地割、第 32 地割 1 番 1 号～9 号、14 号、17 号、18 号、30 号、2 番 2 号、5 号、14 号、15 号、17 号、18 号、24 号、3 番 14 号、15 号、17 号、29 号、4 番 1 号、3 号、14 号、17 号、19 号、24 号、5 番 1 号、17 号、19 号、24 号、29 号、6 番 1 号～3 号、7 号～9 号、17 号、19 号、24 号、29 号、7 番 17 号、24 号、29 号、8 番 17 号、29 号、9 番 29 号、10 番 29 号、11 番 1 号、3 号～5 号、29 号、12 番 1 号、4 号～7 号、19 号、29 号、13 番、14 番 1 号、2 号、15 番 2 号、17 番 1 号～8 号、22 号～25 号、18 番 1 号、2 号、19 番 4 号～6 号、12 号～14 号、24 番 2 号、4 号～7 号、29 番 2 号、3 号、5 号～17 号、30 番 1 号、2 号、31 番、32 番 1 号～12 号、34 番 1 号～3 号 35 番 1 号、2 号、5 号～7 号、36 番 1 号～4 号、6 号～8 号、52 番、第 33 地割、第 34 地割、第 35 地割、第 36 地割、第 37 地割、第 40 地割、第 41 地割 102 番 1 号、102 番 3 号、第 42 地割 1 番 1 号、1 番 2 号、2 番、3 番、4 番 18 号、6 番 18 号、6 番、7 番 1 号、2 号、8 番 1 号～15 号、9 番 1 号～7 号、10 番 1 号～11 号、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番 3 号 【半崎埋立地区復興産業集積区域】 久慈市夏井町の埋立区域（地図参照） 【夏井町大崎地区復興産業集積区域】 久慈市夏井町の大崎地区のうち 15 地割 1 番 1 及び 20 番 1
	○区域Ｂ 区域Ａ及び以下に示す区域を区域Ｂとする。 【桑畑漁港復興産業集積区域】 　地図参照 【田子の木漁港復興産業集積区域】 　地図参照 【川津内漁港復興産業集積区域】 　地図参照 【横沼漁港復興産業集積区域】 　地図参照

市町村	復興産業集積区域の範囲
	【白前漁港復興産業集積区域】 地図参照 【麦生漁港復興産業集積区域】 地図参照 【久慈港玉の脇地区港湾復興産業集積区域】 地図参照 【舟渡漁港復興産業集積区域】 地図参照 【小袖漁港復興産業集積区域】 地図参照 【久喜漁港復興産業集積区域】 地図参照 【久慈地区復興産業集積区域】 国道 45 号線と県道 149 号（侍浜停車場線）との交会点を起点とし、国道 45 号線と県道 268 号線（野田長内線）との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 500m 以内、国道 281 号線と国道 45 号線との交会点を起点とし、国道 281 号線と市道山岸線との交会点に至るまでの国道 281 号線の中心線から 500m 以内、県道 7 号線（久慈岩泉線）と国道 281 号線との交会点を起点とし、県道 7 号線（久慈岩泉線）と市道和野線との交会点に至るまでの県道 7 号線（久慈岩泉線）の中心線から 500m 以内、市道上長内日吉町線と市道上長内長内橋線との交会点を起点とし、市道上長内日吉町線と市道日吉町宇部線の交会点に至るまでの市道上長内日吉町線の中心線から 500m 以内、市道山岸線と国道 45 号線の交会点を起点とし、市道山岸線と国道 281 号線の交会点に至るまでの市道山岸線の中心線から 500m 以内、市道畑田国坂線と市道山岸線の交会点を起点とし、市道畑田国坂線と市道津内口線との交会点に至るまでの市道畑田国坂線の中心線から 500m以内、県道 149 号線（侍浜停車場線）と国道 45 号線の交会点を起点とし、県道 149 号線（侍浜停車場線）と市道妻ノ神線との交会点に至るまでの県道 149 号線（侍浜停車場線）の中心線から 500m 以内、市道宇部岩瀬張線と国道 45 号線の交会点を起点とし、市道宇部岩瀬張線と市道和野平線との交会点に至るまでの市道宇部岩瀬張線の中心線から 500m 以内、国道 395 号線と国道 45 号線との交会点を起点とし、国道 395 号線と夏井町鳥谷第２地割との境界の交会点に至るまでの国道 395 号線の中心線から 500m 以内、林道滝合線と県道 279 号線（侍浜夏井線）との交会点を起点とし、林道滝合線と国道 45 号線との交会点に至るまでの林道滝合線の中心線から 500m 以内、県道 268 号線（野田長内線）と国道 45 号線との交会点を起点とし、県道 268 号線（野田長内線）と市道二子線との交会点に至るまでの県道 268 号線（野田長内線）の中心線から 500m 以内、市道二子線と県道 268 号線（野田長内線）との交会点を起点とし、市道二子線と市道二子館石線との交会点に至るまでの市道二子線の中心線から 500m 以内、市道二子館石線と市道二子線との交会点を起点とし、市道二子館石線と市道二子小袖沢線との交会点に至るまでの市道二子館石線の中心線から 500m 以内、市道二子小袖沢線と市道二子館石線との交会点を起点とし、市道二子小袖沢線と市道三

市町村	復興産業集積区域の範囲
	崎館石線との交会点に至るまでの市道二子小袖沢線の中心線から 500m 以内、市道三崎館石線と市道二子小袖沢線との交会点を起点とし、市道三崎館石線と県道 268 号線（野田長内線）との交会点に至るまでの市道三崎館石線の中心線から 500m 以内、県道 268 号線（野田長内線）と市道三崎館石線との交会点を起点とし、県道 268 号線（野田長内線）と野田村の境界線との交会点に至るまでの県道 268 号線（野田長内線）の中心線から 500m 以内、国道 45 号線と国道 281 号線との交会点を起点とし、国道 45 号線と野田村の境界線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 500m 以内、市道天田内三日町線と県道７号線（久慈岩泉線）との交会点を起点とし、市道天田内三日町線と市道三日町大通線との交会点に至るまでの市道天田内三日町線の中心線から 300m 以内、市道三日町大通線と市道天田内三日町線との交会点を起点とし、市道三日町大通線と国道 281 号線との交会点に至るまでの市道三日町大通線の中心線から 300m 以内、市道広野平線と市道寺里畑田線との交会点を起点とし、市道広野平線と市道広野山線との交会点に至るまでの市道広野平線の中心線から 500m 以内、県道 279 号線（侍浜夏井線）と国道 45 号線との交会点を起点とし、県道 279 号線（侍浜夏井線）と市道横沼漁港線との交会点に至るまでの県道 279 号線（侍浜夏井線）の中心線から 500m 以内、市道半崎漁港線と県道 279 号線（侍浜夏井線）との交会点を起点とし、市道半崎漁港線と久慈港臨港道路（施設番号Ｄ-1-27）との交会点に至るまでの市道半崎漁港線の中心線から 500m 以内、国道 45 号線と県道 279 号線（侍浜夏井線）との交会点を起点とし、国道 45 号線と市道外屋敷線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 500m 以内、市道桑畑外屋敷線と市道外屋敷線との交会点を起点とし、市道桑畑外屋敷線と市道向井町外屋敷線との交会点に至るまでの市道桑畑外屋敷線の中心線から 300m 以内、市道向井町外屋敷線と市道桑畑外屋敷線との交会点を起点とし、市道向井町外屋敷線と市道粒田浜線との交会点に至るまでの市道向井町外屋敷線の中心線から 300m 以内、市道向井町外屋敷線と市道粒田浜線との交会点を起点とし、市道粒田浜線の終点に至るまでの中心線から 300m 以内、三崎舘石線と長内町と宇部町の境界線との交会点を起点とし、林道長内宇部線と長内町と宇部町の境界線との交会点に至るまでの長内町と宇部町の境界線から 100m 以内、県道 279 号線と国道 395 号線との交会点を起点とし、県道 279 号線と林道滝合線との交会点に至るまでの県道 279 号線の中心線から 300m 以内。 【山形地区復興産業集積区域①】 国道 281 号線と県道５号線（一戸山形線）との交会点を起点とし、国道 281 号線と山形町川井第 11 地割の境界線との交会点に至るまでの国道 281 号線の中心線から 500m 以内。 【山形地区復興産業集積区域②】 林道九戸高原線と県道５号線（一戸山形線）との交会点を起点とし、林道九戸高原線と県道 272 号線（戸田荷軽部線）との交会点に至るまでの林道九戸高原線の中心線から 500m 以内、林道九戸高原線と県道 272 号線との交会点を起点とし、林道九戸高原線と市道来内線との交会点に至るまでの林道九戸高原線の中心線から 100m 以内、市道来内線と林道九戸高原線との交会点を起点とし、市道来内線と葛巻町の境界線との交会点に至るまでの市道来内線の中心線から 100m 以内。

市町村	復興産業集積区域の範囲
	以上のうち、第１種低層住居専用地域並びに三陸復興国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
野田村	○区域Ａ 【中沢・広内地区復興産業集積区域①】 　地図参照 【中沢・広内地区復興産業集積区域②】 　地図参照 【新山・城内・泉沢・中平・明内・米田・南浜地区】 　地図参照 【横合地区復興産業集積区域】 　地図参照 【沢山・和野平地区復興産業集積区域】 　地図参照 【玉川地区復興産業集積区域】 　地図参照 【根井地区復興産業集積区域】 　地図参照 【下安家地区復興産業集積区域】 　地図参照 以上のうち、陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 　地図参照
普代村	○区域Ａ 【普代村沿岸地区復興産業集積区域①】 　普代村第 19 地割、普代村第 23 地割 【普代村沿岸地区復興産業集積区域②】 　普代村第４地割、普代村第７地割 【普代村工業団地復興産業集積区域】 　普代村第 11 地割字柏木平 36-1、36-3、37-1、38、39-1、41、42-1、43-1、44-1、45、46-1、47、48-1 以上のうち、陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ

市町村	復興産業集積区域の範囲
	区域Ａのうち、国道４５号線の中心線と村道白井堀内線の中心線とで囲まれた区域、太田名部トンネルから普代村第４地割西側境界線に至るまでの県道４４号線（岩泉平井賀普代線）の中心線と海岸線とで囲まれた区域、普代村工業団地復興産業集積区域を区域Ｂとする。 また、以下に示す区域を区域Ｂとする。 【普代村沿岸地区復興産業集積区域③】 村道小谷地鳥居線と村道白井萩牛線の交会点を起点とし、村道小谷地鳥居線と村道鳥居開拓３号線との交会点に至るまでの村道小谷内鳥居線の中心線から東側 100m 以内 【普代村沿岸地区復興産業集積区域④】 国道 45 号線と村道普代南浜線の交会点を起点とし、県道 44 号線と村道普代南浜線の交会点に至るまでの村道普代南浜線の中心線から南側 100m 以内 【普代村沿岸地区復興産業集積区域⑤】 大沢川と県道 44 号線の交会点と、県道 44 号線と村道太田名部黒崎線との交会点と、村道太田名部黒崎線のうち県道 44 号線と村道太田名部黒崎線との交会点から直線距離 1km 地点と、大沢川のうち大沢川河口から直線距離１km とで囲まれた区域 【普代村沿岸地区復興産業集積区域⑥】 村道太田名部黒崎線と村道黒崎港線の交会点を起点とし、村道太田名部黒崎線と村道黒崎開拓線との交会点に至るまでの村道太田名部黒崎線の中心線から西側 100ｍ以内
田野畑村	○区域Ａ 【田野畑村復興産業集積区域】 北山、机、明戸、川平、羅賀、和野、松前沢、島越、切牛、大芦、真木沢、田野畑、菅窪、浜岩泉、南大芦、巣合、萩牛、滝ノ沢、一の渡、田代、長根、日蔭、奥地、尾肝要、沼袋、大森、子木地、蝦夷森、奥地向、子木屋敷、姫松、千丈、七滝、室場、目名、猿山、年呂部 以上のうち、陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、国道４５号線と県道１７３号線（田野畑岩泉線）との交会点を起点とし、岩泉町の境界線と県道１７３号線（田野畑岩泉線）との交会点に至るまでの県道１７３号線（田野畑岩泉線）の中心線から 500m 以内、普代村の境界線と国道４５号線との交会点を起点とし、岩泉町の境界線と国道４５号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 1km 以内、国道 45 号線と村道田野畑平井賀線との交会点を起点とし、県道４４号線（岩泉平井賀普代線）と村道田野畑平井賀線との交会点に至るまでの村道田野畑平井賀線の中心線から 500m 以内、国道４５号線と村道和野平井賀線との交会点を起点とし、県道４４号線（岩泉平井賀普代線）と村道和野平井賀線との交会点に至るまでの村道和野平井賀線の中心線から 500m 以内、普代村の境界線と県道４４号線（岩泉平井賀普代線）との交会点を起点とし、県道４４号線（岩泉平井賀普代線）と国道４５号線との交会点に至るまでの県道４４号線（岩泉平井賀普代線）の中心線から 500m 以内を区域Ｂとする。

市町村	復興産業集積区域の範囲
岩泉町	○区域Ａ 【岩泉町復興産業集積区域】 岩泉（夏節国有林５６４林班に隣接する字夏節は除く。）、二升石、尼額、乙茂、猿沢、鼠入、浅内 、門 、穴沢 、袰綿 、大川（上外山国有林５１５林班に隣接する字上外山は除く。）、釜津田（滝上国有林５３５林班及び５３６林班に隣接する字滝の上、下大板屋国有林５１７林班及び上大板屋国有林５４３林班並びに５３１林班に隣接する字大板屋は除く。）、小本 、中島 、中里 、袰野 、安家（年々山国有林３～５林班に隣接する字年々、茂井国有林１２林班に隣接する字茂井、半城子国有林１４林班に隣接する字半城子、松ヶ沢国有林５３林班に隣接する字松林、折壁国有林２４林班に隣接する字氷渡、穴目山国有林３３林班及び４０林班に隣接する字折壁、大坂本国有林６５林班に隣接する字大平及び字大坂本は除く。）、上有芸、下有芸 以上のうち、国有林、第１種低層住居専用地域並びに陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、県道７号線（久慈岩泉線）と久慈市の境界線との交会点を起点とし、国道 455 号線と県道７号線（久慈岩泉線）との交会点に至るまでの県道７号線（久慈岩泉線）の中心線から 1km 以内、安家字半城子と半城子国有林１４林班の境界線と県道 202 号線（普代小屋瀬線）との交会点を起点とし、県道 202 号線（普代小屋瀬線）と安家字大平と大坂本国有林６３林班の境界線との交会点に至るまでの県道 202 号線（普代小屋瀬線）の中心線から 1km 以内、国道 455 号線と県道７号線（久慈岩泉線）との交会点を起点とし、国道 455 号線と国道 340 号線の分岐点との交会点に至るまでの国道 455 号線の中心線から 1km 以内、国道 455 号線と国道 340 号線の分岐点との交会点から北西方向の国道 340 号と国道 455 号線との交会点に至るまでの国道 340 号線の中心線から 1km 以内、国道 340 号線と国道 455 号線との交会点を起点とし、葛巻町の境界線と国道 340 号線との交会点に至るまでの国道 340 号線の中心線から 1km 以内、国道 340 号線と国道 455 号線との交会点を起点とし、国道 455 号線と盛岡市の境界線との交会点に至るまでの国道 455 号線の中心線から 1km 以内、国道 455 号線と国道 340 号線の分岐点との交会点を起点とし、宮古市の境界線と国道 340 号線との交会点に至るまでの国道 340 号線の中心線から 1km 以内、国道 340 号線と県道 171 号線（大川松草線）との交会点を起点とし、釜津田字滝の上と滝の上国有林５３３林班の境界線と県道 171 号線（大川松草線）との交会点に至るまでの県道 171 号線（大川松草線）の中心線から 1km 以内、国道 455 号線と県道７号線（久慈岩泉線）との交会点を起点とし、国道 45 号線と国道 455 号線との交会点に至るまでの国道 455 号線の中心線から 1km 以内、県道 173 号線（田野畑岩泉線）と国道 455 号線との交会点を起点とし、田野畑村の境界線と県道 173 号線（田野畑岩泉線）との交会点に至るまでの県道 173 号線（田野畑岩泉線）の中心線から 1km 以内、国道 455 号線と県道 40 号線（宮古岩泉線）との交会点を起点とし、県道 40 号線（宮古岩泉線）と宮古市の境界線との交会点に至るまでの県道 40 号線（宮古岩泉線）の中心線から 1km 以内、県

市町村	復興産業集積区域の範囲
	道 177 号線（有芸田老線）と県道 40 号線（宮古岩泉線）との交会点を起点とし、県道 177 号線（有芸田老線）と宮古市の境界線との交会点に至るまでの県道 177 号線（有芸田老線）の中心線から 1km 以内、町道上有芸水堀線と県道 40 号線（宮古岩泉線）との交会点を起点とし、町道上有芸水堀線と宮古市の境界線との交会点に至るまでの町道上有芸水堀線の中心線から 1km 以内、町道長下線と県道 177 号線（有芸田老線）との交会点を起点とし、町道長下線と宮古市の境界線との交会点に至るまでの町道長下線の中心線から 1km 以内、国道 455 号線と県道 44 号線（岩泉平井賀普代線）との交会点を起点とし、田野畑村の境界線と県道 44 号線（岩泉平井賀普代線）との交会点に至るまでの県道 44 号線（岩泉平井賀普代線）の中心線から 1km 以内、田野畑村の境界線と国道 45 号線との交会点を起点とし、宮古市の境界線と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線と宮古市の境界線、海岸線、大牛内国有林５７９林班西側境界線、大牛内国有林５７８林班西側境界線、大牛内国有林５７５林班西側境界線、田野畑村の境界線で囲まれた範囲、田野畑村の境界線と国道 45 号線との交会点を起点とし、宮古市の境界線と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から西側 1km 以内を区域Ｂとする。
宮古市	○区域Ａ 【宮古市復興産業集積区域】 新川町、向町、大通一丁目、大通二丁目、大通三丁目、大通四丁目、末広町、栄町、宮町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、宮町四丁目、南町、舘合町、鴨崎町、和見町、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、泉町、田の神一丁目、田の神二丁目、黒森町、山口一丁目、山口二丁目、山口三丁目、山口四丁目、山口五丁目、宮園、保久田、緑ヶ丘、五月町、小沢一丁目、小沢二丁目、横町、黒田町、新町、本町、沢田、築地一丁目、築地二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、光岸地、臨港通、鍬ヶ崎上町、鍬ヶ崎仲町、鍬ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、蛸の浜町、山根町、港町、日立浜町、日の出町、佐原一丁目、佐原二丁目、佐原三丁目、佐原四丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原上町、西ヶ丘一丁目、西ヶ丘二丁目、西ヶ丘三丁目、西ヶ丘四丁目、長町一丁目、長町二丁目、神田沢町、太田一丁目、太田二丁目、千徳町、板屋一丁目、板屋二丁目、板屋三丁目、板屋四丁目、上鼻一丁目、上鼻二丁目、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、上村一丁目、上村二丁目、実田一丁目、実田二丁目、磯鶏一丁目、磯鶏二丁目、磯鶏三丁目、神林、藤の川、河南一丁目、八木沢一丁目、八木沢二丁目、八木沢三丁目、八木沢四丁目、長根一丁目、長根二丁目、長根三丁目、長根四丁目、近内一丁目、小山田一丁目、小山田二丁目、小山田三丁目、小山田四丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、高浜三丁目、高浜四丁目、山口第１地割、山口第４地割、山口第５地割、山口第６地割、山口第８地割、山口第９地割、山口第１０地割、山口第１１地割、山口第１２地割、山口第１３地割、山口第１４地割、山口第１５地割、田代第１地割、田代第２地割、田代第３地割、田代第４地割、田代第５地割、田代第６地割、田代第７地割、田代第８地割、田代第１４地割、田代第１５地割、田代第１６地割、田代第１７地割、田代第１８地割、田代第１９地割、田代第２０地割、田代第２１地割、近内（仮換地街区分）、近内第１地割、近内第２地割、近内第３地割、近内第４地割、近内第５地割、近内第６地割、近内

市町村	復興産業集積区域の範囲
	第７地割、近内第８地割、近内第９地割、近内第１０地割、近内第１１地割、近内第１２地割、千徳第４地割、千徳第７地割、千徳第８地割、千徳第１０地割、千徳第１１地割、千徳第１２地割、千徳第１３地割、千徳第１４地割、千徳第１５地割、千徳第１８地割、千徳第２０地割、千徳第２１地割、千徳第２２地割、千徳第２３地割、千徳第２４地割、千徳第２５地割、千徳第２９地割、根市第１地割、根市第２地割、根市第３地割、根市第４地割、根市第５地割、根市第６地割、根市第７地割、根市第８地割、根市第９地割、花原市第１地割、花原市第２地割、花原市第３地割、小山田第１地割、小山田第２地割、小山田第３地割、小山田第４地割、小山田第５地割、小山田第６地割、小山田第７地割、小山田第８地割、小山田第９地割、磯鶏第１地割、磯鶏第３地割、磯鶏第４地割、磯鶏第６地割、磯鶏第７地割、磯鶏第８地割、磯鶏第９地割、磯鶏第１０地割、八木沢第１地割、八木沢第２地割、八木沢第３地割、八木沢第４地割、八木沢第５地割、八木沢第６地割、八木沢第７地割、八木沢第８地割、八木沢第９地割、高浜第１地割、高浜第２地割、高浜第３地割、高浜第４地割、高浜第５地割、高浜第６地割、高浜第８地割、高浜第９地割、金浜第１地割、金浜第２地割、金浜第３地割、金浜第４地割、金浜第５地割、金浜第６地割、金浜第７地割、白浜第１地割、白浜第２地割、白浜第３地割、崎山第１地割、崎山第２地割、崎山第３地割、崎山第４地割、崎山第５地割、崎山第６地割、崎山第７地割、崎山第８地割、崎鍬ヶ崎第１地割、崎鍬ヶ崎第２地割、崎鍬ヶ崎第３地割、崎鍬ヶ崎第４地割、崎鍬ヶ崎第５地割、崎鍬ヶ崎第６地割、崎鍬ヶ崎第７地割、崎鍬ヶ崎第８地割、崎鍬ヶ崎第９地割、崎鍬ヶ崎第１０地割、崎鍬ヶ崎第１１地割、崎鍬ヶ崎第１２地割、崎鍬ヶ崎第１３地割、崎鍬ヶ崎第１４地割、崎鍬ヶ崎第１５地割、崎鍬ヶ崎第１６地割、崎鍬ヶ崎第１７地割、崎鍬ヶ崎第１８地割、花輪第１地割、花輪第２地割、花輪第３地割、花輪第４地割、花輪第５地割、花輪第６地割、花輪第７地割、花輪第８地割、花輪第９地割、花輪第１０地割、花輪第１１地割、花輪第１２地割、花輪第１３地割、花輪第１４地割、花輪第１５地割、花輪第１６地割、花輪第１７地割、花輪第１８地割、花輪第１９地割、老木第１地割、老木第２地割、老木第３地割、老木第４地割、老木第５地割、老木第６地割、老木第７地割、老木第８地割、老木第９地割、老木第１０地割、老木第１１地割、老木第１２地割、老木第１３地割、老木第１４地割、老木第１５地割、老木第１６地割、老木第１７地割、老木第１８地割、老木第１９地割、老木第２０地割、老木第２１地割、老木第２２地割、老木第２３地割、老木第２４地割、老木第２５地割、老木第２６地割、老木第２９地割、老木第３０地割、老木第３１地割、老木第３２地割、老木第３３地割、老木第３４地割、老木第３５地割、長沢第７地割、長沢第９地割、長沢第１０地割、長沢第１１地割、長沢第１２地割、長沢第１３地割、長沢第１４地割、長沢第１５地割、長沢第１６地割、長沢第１７地割、長沢第１８地割、長沢第１９地割、長沢第２０地割、長沢第２１地割、長沢第２２地割、長沢第２３地割、長沢第２４地割、長沢第２５地割、長沢第２６地割、田鎖第１地割、田鎖第２地割、田鎖第３地割、田鎖第４地割、田鎖第５地割、田鎖第６地割、田鎖第７地割、田鎖第８地割、田鎖第９地割、田鎖第１０地割、田鎖第１１地割、田鎖第１２地割、田鎖第１３地割、松山第１地割、松山第２地割、松山第３地割、松山第４地割、松山第５地割、松山第６地割、松山第７地割、松山第８地割、松山第９地割、松

市町村	復興産業集積区域の範囲
	山第１０地割、松山第１１地割、松山第１２地割、松山第１３地割、津軽石第１地割、津軽石第２地割、津軽石第３地割、津軽石第４地割、津軽石第５地割、津軽石第６地割、津軽石第７地割、津軽石第８地割、津軽石第９地割、津軽石第１０地割、津軽石第１１地割、津軽石第１２地割、津軽石第１３地割、津軽石第１４地割、津軽石第１５地割、津軽石第１６地割、津軽石第１７地割、津軽石第１８地割、津軽石第１９地割、津軽石第２０地割、赤前第１地割、赤前第２地割、赤前第３地割、赤前第４地割、赤前第５地割、赤前第６地割、赤前第７地割、赤前第８地割、赤前第９地割、赤前第１０地割、赤前第１１地割、赤前第１２地割、赤前第１３地割、赤前第１４地割、赤前第１５地割、赤前第１６地割、赤前第１７地割、音部第１地割、音部第２地割、音部第３地割、音部第４地割、音部第５地割、音部第６地割、音部第７地割、音部第８地割、音部第９地割、音部第１０地割、音部第１１地割、重茂第１地割、重茂第２地割、重茂第３地割、重茂第４地割、重茂第５地割、重茂第６地割、重茂第７地割、重茂第８地割、重茂第９地割、重茂第１０地割、重茂第１１地割、重茂第１２地割、重茂第１３地割、重茂第１４地割、重茂第１５地割、重茂第１６地割、重茂第１７地割、重茂第１８地割、重茂第１９地割、重茂第２０地割、重茂第２１地割、重茂第２２地割、重茂第２３地割、重茂第２４地割、重茂第２５地割、重茂第２６地割、宮古第２地割、宮古第３地割、宮古第５地割、宮古第６地割、宮古第７地割、宮古第８地割、宮古第９地割、宮古第１０地割、宮古第１１地割、宮古第１２地割、宮古第１４地割、宮古第１８地割、宮古乙第１地割、宮古乙第２地割、鍬ヶ崎第１地割、鍬ヶ崎第３地割、鍬ヶ崎第５地割、鍬ヶ崎第６地割、田老字川向、田老字向山、田老字西向山、田老字樫内、田老字古田、田老字小田代、田老字八幡水神、田老字小林、田老字田の沢、田老字田中、田老字館が森、田老字荒谷、田老字野原、田老字乙部、田老字青砂里、田老字越田、田老字和野、田老字駿達、田老字滝の沢、田老字乙部野、田老字重津部、田老字青野滝南、田老字重津部北、田老字青野滝、田老字青野滝北、田老字小堀内南、田老字飛、田老字新田、田老字長畑、田老字新田平、田老字ケラス、田老字水沢南、田老字向新田、田老字水沢、田老字払川、田老字片巻、田老字下摂待、田老字星山、田老字摂待、田老字上摂待、田老字小堀内、茂市第１地割、茂市第２地割、茂市第３地割、茂市第４地割、茂市第５地割、茂市第６地割、茂市第７地割、茂市第８地割、茂市第９地割、蟇目第１地割、蟇目第２地割、蟇目第３地割、蟇目第４地割、蟇目第５地割、蟇目第６地割、蟇目第７地割、蟇目第８地割、蟇目第９地割、蟇目第１０地割、蟇目第１１地割、蟇目第１２地割、蟇目第１３地割、蟇目第１４地割、腹帯第１地割、腹帯第２地割、腹帯第３地割、腹帯第４地割、刈屋第１地割、刈屋第２地割、刈屋第３地割、刈屋第４地割、刈屋第５地割、刈屋第６地割、刈屋第７地割、刈屋第８地割、刈屋第１０地割、刈屋第１１地割、刈屋第１２地割、刈屋第１３地割、刈屋第１４地割、刈屋第１５地割、刈屋第１６地割、刈屋第１７地割、和井内第１地割、和井内第２地割、和井内第３地割、和井内第４地割、和井内第５地割、和井内第６地割、和井内第９地割、和井内第１０地割、和井内第１１地割、和井内第１２地割、和井内第１３地割、和井内第１４地割、和井内第１５地割、和井内第１６地割、和井内第１７地割、和井内第１８地割、和井内第１９地割、和井内第２０地割、和井内第２１地割、和井内第２２地割、和井内第２３地割、和井内第２４地割、和井内第２５

市町村	復興産業集積区域の範囲
	地割、和井内第２６地割、和井内第２７地割、和井内第２８地割、古田第１地割、古田第２地割、川井第１地割、川井第２地割、川井第３地割、川井第４地割、川井第５地割、川井第６地割、川井第７地割、川井第８地割、川井第１０地割、川井第１１地割、片巣第１地割、片巣第２地割、片巣第３地割、箱石第１地割、箱石第２地割、箱石第４地割、箱石第５地割、箱石第６地割、鈴久名第１地割、鈴久名第２地割、鈴久名第５地割、鈴久名第６地割、鈴久名第７地割、夏屋第２地割、夏屋第４地割、夏屋第５地割、夏屋第６地割、夏屋第７地割、川内第１地割、川内第２地割、川内第３地割、川内第４地割、川内第５地割、川内第６地割、川内第７地割、川内第８地割、川内第９地割、平津戸第１地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、平津戸第２地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、門馬第１地割、門馬第２地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、区界第１地割、区界第２地割、区界第３地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、区界第４地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、江繋第１地割、江繋第２地割、江繋第３地割、江繋第４地割、江繋第５地割、江繋第６地割（うち国有林で囲まれた部分を除く）、江繋第７地割、江繋第８地割、江繋第９地割、江繋第１０地割、江繋第１１地割、江繋第１２地割、江繋第１３地割、江繋第１９地割、小国第１地割、小国第２地割、小国第４地割、小国第５地割、小国第６地割、小国第９地割、小国第１０地割、小国第１２地割、小国第１３地割、小国第１４地割、小国第１５地割、小国第１６地割、小国第１７地割、小国第１８地割、小国第１９地割、小国第２０地割、小国第２１地割、小国第２２地割 以上のうち、陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、岩泉町の境界線（田老字摂待北側）と国道 45 号線との交会点を起点とし、山田町の境界線（津軽石第 13 地割南側）と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 2km 以内、国道 45 号線と県道 41 号線（重茂半島線）との交会点を起点とし、山田町の境界線（重茂第 22 地割南側）と県道 41 号線（重茂半島線）との交会点に至るまでの県道 41 号線（重茂半島線）の中心線から 1km 以内、岩泉町の境界線（田代第 14 地割北側）と県道 40 号線（宮古岩泉線）との交会点を起点とし、国道 106 号線と県道 40 号線（宮古岩泉線）との交会点に至るまでの県道 40 号線（宮古岩泉線）の中心線から 2km 以内、山田町の境界線（津軽石第 15 地割南側）と県道 290 号線（宮古山田線）との交会点を起点とし、県道 200 号線（花輪千徳線）と県道 290 号線（宮古山田線）との交会点に至るまでの県道 290 号線（宮古山田線）の中心線から 1km 以内、県道 200 号線（花輪千徳線）と県道 290 号線（宮古山田線）との交会点を起点とし、国道 106 号線と県道 200 号線（花輪千徳線）との交会点に至るまでの県道 200 号線（花輪千徳線）の中心線から 1km 以内、国道 45 号線と国道 106 号線との交会点を起点とし、盛岡市の境界線（区界第 2 地割西側）と国道 106 号線との交会点に至るまでの国道 106 号線の中心線から 1km 以内（国有林地を除く。）、岩泉町の境界線（和井内第 1 地割北側）と国道 340 号線との交会点を起点とし、国道 106 号線と国道 340 号線との

市町村	復興産業集積区域の範囲
	交会点に至るまでの国道 340 号線の中心線から 1km 以内、国道 106 号線と国道 340 号線との交会点を起点とし、小国第 1 地割南側の境界線と国道 340 号線との交会点に至るまでの国道 340 号線の中心線から 1km 以内、国道 340 号線と県道 25 号線（紫波江繋線）との交会点を起点とし、早池峰山国有林１８３林班の境界線と県道 25 号線（紫波江繋線）との交会点に至るまでの県道 25 号線（紫波江繋線）の中心線から 1km 以内を区域Ｂとする。 また、県道 41 号線（重茂半島線）と市道浦の沢線との交会点（重茂中学校バス停）を起点とし、市道浦の沢線と市道白浜峠荒巻線との交会点に至るまでの市道浦の沢線の中心線の西側 500ｍと重茂半島の東部海岸線で囲まれた区域、市道浦の沢線と市道白浜峠荒巻線との交会点を起点とし、市道浦の沢線と市道閉伊崎線との交会点に至るまでの市道浦の沢線の中心線の西側 200ｍと重茂半島の東部海岸線で囲まれた区域、市道浦の沢線と市道閉伊崎線の交会点を起点とし、市道浦の沢線の終点に至るまでの市道浦の沢線の中心線から 200ｍ以内、市道追切線と市道閉伊崎線の交会点を起点とし、市道追切線の終点に至るまでの市道追切線の中心線から 200ｍ以内、市道閉伊崎線の中心線と重茂半島の東部及び西部海岸線で囲まれた区域、県道 41 号線（重茂半島線）と市道千鶏姉吉線との交会点（姉吉バス停）を起点とし、市道千鶏姉吉線の終点に至るまでの市道千鶏姉吉線の中心線から 200ｍ以内を区域Ｂとする。
山田町	○区域Ａ 【山田町復興産業集積区域①】 豊間根第１地割、豊間根第２地割、豊間根第３地割、豊間根第４地割、豊間根第５地割、豊間根第６地割、豊間根第７地割、豊間根第８地割、豊間根第９地割、豊間根第１０地割、豊間根第１２地割、豊間根第１３地割、豊間根第１４地割、豊間根第１５地割、第豊間根１６地割、豊間根第１７地割、豊間根第１８地割、豊間根第１９地割、豊間根第２０地割、豊間根第２１地割、石峠第１地割、石峠第２地割、石峠第３地割、石峠第４地割、荒川第１地割、荒川第２地割、荒川第３地割、荒川第４地割、荒川第６地割、第荒川７地割、荒川第８地割、荒川第９地割、大沢第１地割、大沢第２地割、大沢第３地割、大沢第４地割、大沢第５地割、大沢第６地割、大沢第７地割、大沢第８地割、大沢第９地割、大沢第１０地割、山田第１地割、山田第２地割、山田第３地割、山田第４地割、山田第５地割、山田第９地割、山田第１０地割、山田第１１地割、山田第１３地割、山田第１５地割、山田第１６地割、山田第１７地割、山田第１９地割、山田第２０地割、北浜町、中央町、八幡町、長崎一丁目～四丁目、境田町、川向町、後楽町、飯岡第２地割、飯岡第６地割、飯岡第７地割、飯岡第８地割、織笠第１地割、織笠第２地割、織笠第８地割、織笠第９地割、織笠第１０地割、織笠第１１地割、織笠第１２地割、織笠第１３地割、織笠第１４地割、織笠第１５地割、織笠第１６地割、織笠第１９地割、織笠第２０地割、織笠第２１地割、織笠第２３地割、織笠第２４地割、織笠第２５地割、織笠第２６地割、織笠第２７地割、船越第２地割、船越第３地割、船越第４地割、船越第５地割、船越第６地割、船越第７地割、船越第８地割、船越第９地割、船越第１０地割、船越第１１地割、船越第１２地割、船越第１３地割、船越第１４地割、船越第１５地割、船越第１６地割、船越第１７地割、船越第１８地割、船越第１９地割、船越第２０地割、船越第２１地割、船越第２２地割、船越第２３地割、民有林第１４林班４６小班内

市町村	復興産業集積区域の範囲
	【山田町復興産業集積区域②】 大沢第１３地割 　以上のうち、陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、国道 45 号線と宮古市の境界線との交会点を起点とし、国道 45 号線と大槌町の境界線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 1km 以内、県道 290 号線（宮古山田線）と国道 45 号線との交会点を起点とし、県道 290 号線（宮古山田線）と宮古市の境界線との交会点に至るまでの県道 290 号線（宮古山田線）の中心線から 1km 以内、国道 45 号線と県道 41 号線（重茂半島線）との交会点を起点とし、県道 41 号線（重茂半島線）と大沢第１０地割の東側境界線との交会点に至るまでの県道 41 号線（重茂半島線）の中心線から 1km 以内、県道 41 号線（重茂半島線）と大沢第１３地割の西側境界線との交会点を起点とし、県道 41 号線（重茂半島線）と大沢第１３地割の東側境界線との交会点に至るまでの県道 41 号線（重茂半島線）の中心線から 1km 以内、町道長林大浦線と国道 45 号線との交会点を起点とし、船越第２３地割内の町道長林大浦線終点に至るまでの町道長林大浦線の中心線から 1km 以内、織笠第１５地割内の織笠川の中心線から 1km 以内及び織笠第８地割、織笠第１６地割、織笠第１８地割のうち織笠川から北側、織笠第１９地割、織笠第２０地割を区域Ｂとする。 また、以下に示す区域を区域Ｂとする。 【山田町復興産業集積区域③】 県道 41 号線（重茂半島線）と大沢第 11 地割の西側境界線との交会点を起点とし、県道 41 号線と大沢第 11 地割の東側境界線との交会点に至るまでの県道 41 号線（重茂半島線）の中心線から南側の海岸線で囲まれた区域。 【山田町復興産業集積区域④】 国道 45 号線と町道三浦医院前線との交会点を起点とし、町道前須賀・タブの木荘線との交会点に至るまでの町道三浦医院前線の中心線から 1km 以内、町道三浦医院前線と町道前須賀・タブの木荘線との交会点を起点とし、町道金浜線との交会点に至るまでの町道前須賀・タブの木荘線の中心線から 1km 以内、町道前須賀・タブの木荘線と町道金浜線との交会点を起点とし、町道金浜線と船越第 16 地割の南側境界線との交会点に至るまでの町道金浜線の中心線から 1km 以内。以上のうち、復興整備計画における居住候補地及び居住地を除く。
大槌町	○区域Ａ 【浪板・吉里吉里地区復興産業集積区域】 吉里々々第 7～14 地割、吉里吉里一丁目、吉里吉里二丁目、吉里吉里三丁目、吉里々々第 29～31 地割、吉里吉里四丁目、吉里々々第 1、2、5 地割 【赤浜・安渡地区復興産業集積区域】 赤浜一丁目、吉里々々第 24 地割、赤浜二丁目、赤浜三丁目、安渡一丁目、安渡二丁目、大槌第 28 地割、安渡三丁目、港町、新港町、大槌第 21 地割

市町村	復興産業集積区域の範囲
	【沢山・大ケロ・源水・金澤地区復興産業集積区域】 大槌第 11 地割大ケロ 14-1 及び 17-1、大槌第 15、16、22～24 地割、大槌第 14 地割、大槌第 12、13 地割、大ケロ一丁目、大ケロ二丁目、大槌第 5～10 地割、大槌第 1～4 地割、金澤第 42、43 地割、金澤 29～31、40 地割、金澤第 23～25 地割、金澤第 21、22、27、28 地割、金澤第 14～18、20 地割、金澤第 9～13 地割、金澤第 7 地割、金澤第 1～6 地割 【町方地区復興産業集積区域】 上町、小鎚第 26～28 地割、栄町、末広町、本町、大町、須賀町、新町 【小枕地区復興産業集積区域】 小鎚第 28 地割 【臼沢・寺野・桜木・小鎚地区復興産業集積区域】 桜木町、小鎚第 25 地割、小鎚第 16、18～24 地割、小鎚第 14、15、17 地割、小鎚第 11～13 地割 　以上のうち、第１種低層住居専用地域並びに陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａ及び以下に示す区域を区域Ｂとする。 【小槌地区復興産業集積区域】 町道新山２号線と町道新山１号線との交会点を起点とし、町道新山２号線と町道新山３号線との交会点に至るまでの町道新山２号線の中心線から 1km 以内、町道新１号線と町道新山２号線との交会点を起点とし、町道新山１号線と町道新山４号線との交会点に至るまでの町道新山１号線の中心線から 1km 以内、町道新山１号線と町道小鎚１号線との交会点を起点とし、町道新山１号線と町道新山４号線との交会点に至るまでの町道新山１号線の中心線から 200m 以内、町道新山２号線と町道新山３号線との交会点を起点とし、町道新山２号線と町道新山１号線との交会点に至るまでの町道新山２号線の中心線から 200m 以内。

市町村	復興産業集積区域の範囲
釜石市	○区域Ａ 【釜石市復興産業集積区域】 大字釜石第１地割から第 17 地割まで、大渡町一丁目、大渡町二丁目、大渡町三丁目、大町一丁目、大町二丁目、大町三丁目、只越町一丁目、只越町二丁目、只越町三丁目、大只越町一丁目、大只越町二丁目、天神町、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、東前町、鈴子町、魚河岸、新浜町一丁目、新浜町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、嬉石町一丁目、嬉石町二丁目、嬉石町三丁目、大平町一丁目、大平町二丁目、大平町三丁目、大平町四丁目、大字平田第１地割から第６地割まで、千鳥町一丁目、千鳥町二丁目、駒木町、中妻町一丁目、中妻町二丁目、中妻町三丁目、八雲町、岩井町、源太沢町一丁目、源太沢町二丁目、住吉町、新町、上中島町一丁目、上中島町二丁目、上中島町三丁目、上中島町四丁目、小佐野町一丁目、小佐野町二丁目、小佐野町三丁目、小佐野町四丁目、小川町一丁目、小川町二丁目、小川町三丁目、小川町四丁目、小川町五丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、礼ヶ口町、定内町一丁目、定内町二丁目、定内町三丁目、定内町四丁目、野田町一丁目、野田町二丁目、野田町三丁目、野田町四丁目、野田町五丁目、甲子町第１地割～第 16 地割、鵜住居町第１地割～第 29 地割、両石町第１地割～第５地割、箱崎町第５地割～第 13 地割、片岸町第１地割～第 10 地割、栗林地区（栗林町第１地割～第 24 地割）、橋野地区（橋野町第１地割～第 43 地割）、唐丹町（花露辺、本郷、向、大石、屋形を除く） 以上のうち、第１種低層住居専用地域並びに陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区並びに五葉山県立自然公園の第１種特別区域（自然公園法第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、国道 283 号線（釜石街道）と遠野市の境界線との交会点を起点とし、国道 283 号線（釜石街道）と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 283 号線（釜石街道）の中心線から２km以内、国道 45 号線と大槌町の境界線との交会点を起点とし、国道 45 号線と大船渡市の境界線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から２km以内、県道 35 号線（釜石遠野線）と遠野市の境界線との交会点を起点とし、県道 35 号線（釜石遠野線）と国道 45 号線との交会点に至るまでの県道 35 号線（釜石遠野線）の中心線から 500m 以内、県道 193 号線（唐丹日頃市線）と大船渡市の境界線との交会点を起点とし、県道 193 号線（唐丹日頃市線）と国道 45 号線との交会点に至るまでの県道 193 号線（唐丹日頃市線）の中心線から 500m 以内、県道 242 号線（水海大渡線）と県道４号線（釜石港線）との交会点を起点とし、県道 242 号線（水海大渡線）と国道 45 号線との交会点に至るまでの県道 242 号線（水海大渡線）の中心線から 500m 以内、県道４号線（釜石港線）と国道 283 号線との交会点を起点とし、県道４号線（釜石港線）と国道 45 号線との交会点に至るまでの県道４号線（釜石港線）の中心線から 500m 以内、市道小川町１号線と国道 283 号線との交会点を起点とし、市道桜木町上小川線と市道小川町１号線との交会点に至るまでの市道小川町１号線の中心線から 500m 以内、

市町村	復興産業集積区域の範囲
	市道桜木町上小川線と国道 283 号線との交会点を起点とし、市道桜木町上小川線と市道上小川線との交会点に至るまでの市道桜木町上小川線の中心線から 500m以内、市道桜木町上小川線と市道上小川線との交会点を起点とし、市道上小川線と市道ふれあい湖畔線との交会点に至るまでの市道上小川線の中心線から 500m以内、市道平田上中島線と国道 45 号線との交会点を起点とし、上平田内の市道平田上中島線終点に至るまでの市道平田上中島線の中心線から１㎞以内、国道 45 号線と市道水海線との交会点を起点とし市道水海線と市道新浜町１号線との交会点に至るまでの市道水海線の中心線から１ｋｍ以内、市道水海線と市道新浜町１号線との交会点を起点とし、市道新浜町１号線と県道４号線（釜石港線）との交会点に至るまでの市道新浜町１号線の中心線から１ｋｍ以内、橋野町第 3, 9, 10, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18 地割、橋野第２国有林 394 林班・400 林班・401 林班・403 林班、唐丹町字山谷１７０番１～４、唐丹町字川目６４番１、３、６３番１、市道鵜住居２号線と市道鵜住居５号線との交会点を中心として半径 600m以内及び市道鵜住居２号線と市道鵜住居５号線との交会点を起点として市道鵜住居２号線と市道鵜住居 32 号線との交会点に至るまでの市道鵜住居２号線の中心線から 600m以内及び市道鵜住居２号線と市道鵜住居 32 号線との交会点を中心として半径 600m以内（復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。）を区域Ｂとする。 　また、以下に示す区域を区域Ｂとする。 【箱崎白浜復興産業集積区域】 　市道鵜住居 32 号線と市道鵜住居 42 号線の交会点を中心として半径 300m以内、市道鵜住居 32 号線と市道白浜小学校線との交会点を中心として半径 250m以内。以上のうち復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。 【仮宿復興産業集積区域】 　市道鵜住居８号線の起点を中心として半径 100m以内及び市道鵜住居８号線の起点から市道鵜住居８号線と市道仮宿２号線との交会点に至るまでの市道鵜住居８号線の中心線から 100m以内及び市道鵜住居８号線と市道仮宿２号線との交会点を中心として半径 100m以内。以上のうち復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。 【尾崎白浜復興産業集積区域】 　市道尾崎白浜５号線の起点を中心として半径 300m以内。以上のうち復興土地利用計画図における住宅用地及び災害公営住宅団地を除く。 【佐須復興産業集積区域】 　市道佐須２号線の起点を中心として半径 300m以内。 【本郷・花露辺復興産業集積区域】 　市道唐丹２号線の終点を中心として半径 300m以内、市道唐丹 12 号線と市道唐丹 59 号線との交会点を中心として半径 500m以内。 【大石復興産業集積区域】 　市道唐丹 35 号線と市道唐丹 36 号線との交会点を中心として半径 150m以内及び市道唐丹 35 号線と市道唐丹 36 号線との交会点を起点として市道唐丹 36 号線と市道唐丹 37 号線との交

市町村	復興産業集積区域の範囲
	会点に至るまでの市道唐丹36号線の中心線から150m以内及び市道唐丹36号線と市道唐丹37号線との交会点を中心として半径150m以内。 ただし、対象区域に含まれる国有林については、森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている区域であることから、立地の際に、許認可等関係法令との個別の調整が必要になる。
大船渡市	【大船渡地区復興産業集積区域】 ○区域Ａ 　欠ノ下向、中港、役料、砂森、堀川、地ノ森、中道下、田中島、山口、大立、石橋前、亀井田、曲土手、普金、跡浜、塩場、野々田、笹崎、二本枠、みどり町、馬場、諏訪前、佐野、生形、永沢、上平、下平、砂子前、宮ノ前、下船渡、峯岸、内田、細浦、中野、小細浦、神坂、山岸、蛸ノ浦、鳥沢、永浜、清水、中井、沢田、上板用、中板用、下板用、上宿、下宿、権現堂、木町、町、舘下、宇津野沢、内ノ目、御山下、下館下、東町、砂土場、富沢、山馬越、新田、赤沢、台、上山、茶屋前、明神前、猪頭、丸森、末崎山、船河原、石浜、上山、平林、大田、小田、高清水、鶴巻、門之浜、西館、中森、山根、大浜、泊里、長崎、外口、中井沢、轆轤石、下権現堂、前田、久名畑、藤沢口、堰口、宮田、岩脇、堀之内、中野、桑原、冷清水、関谷、前谷地、沼田、萱中、沼川、長安寺、川内、関谷、中宿、下鷹生、下甲子、合足、赤土倉、小中井、烏崎、細野、大畑野、立根山、田谷、小森、平山、上鷹生、上代 以上のうち、第１種低層住居専用地域並びに陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区並びに五葉山県立自然公園の第１種特別区域（自然公園法第20条第３項第１号又は第21条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、下甲子、上代、上鷹生、下鷹生、中宿、上宿、下宿、関谷北側の境界線と国道107号線との交会点を起点とし、国道107号線と国道45号線との交会点に至るまでの国道107号線の中心線から1km以内、細野東側の境界線と国道45号線との交会点を起点とし、陸前高田市の境界線と国道45号線との交会点に至るまでの国道45号線の中心線から1km以内、国道45号線と市道大船渡農業高校線との交会点を起点とし、市道大船渡農業高校線の終点に至るまでの市道大船渡農業高校線の中心線から1km以内、市道大船渡農業高校線の中心線の終点を起点とした半径1km以内、萱中東側の境界線と市道萱中中央線との交会点を起点とし、国道45号線と市道萱中中央線との交会点に至るまでの市道萱中中央線の中心線から1km以内、萱中東側の境界線と市道萱中中央線との中心線との交会点を起点とした半径1km以内、国道45号線と県道38号線（大船渡広田陸前高田線）との交会点を起点とし、県道38号線（大船渡広田陸前高田線）と陸前高田市の境界線との交会点に至るまでの県道38号線（大船渡広田陸前高田線）の中心線から1km以内、県道38号線（大船渡広田陸前高田線）と県道275号線（碁石海岸線）との交会点を起点とし、県道275号線（碁石海岸線）と市道山根線との交会点に至るまでの県道275号線（碁石海岸線）の中心線から1km以内、県道275号線（碁石

市町村	復興産業集積区域の範囲
	海岸線）と市道山根線との交会点を起点とし、県道 275 号線（碁石海岸線）と市道山根線との交会点に至るまでの市道山根線の中心線から 1km 以内、国道 45 号線と県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）との交会点を起点とし、合足東側の境界線と県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）との交会点に至るまでの県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）の中心線から 1km 以内、県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）と市道蛸ノ浦合足線との交会点を起点とし、県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）と市道蛸ノ浦合足線との交会点に至るまでの市道蛸ノ浦合足線の中心線から 1km 以内を区域Ｂとする。 また、鷹頭のうち、下平南側の境界線と国道 45 号線との交会点を起点とし、船河原東側の境界線と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 1km 以内、長谷堂、善蔵敷、宮野のうち、長谷堂西側境界線と市道長谷堂線との交会点を起点とし、市道長谷堂線と市道今出山線との交会点に至るまでの市道長谷堂線の中心線から 1km 以内及び市道長谷堂線と市道今出山線との交会点を起点とし、市道今出山線と市道刈山線との交会点に至るまでの市道今出山線の中心線から 1km 以内及び市道今出山線と市道刈山線との交会点を起点とし、善蔵敷東側の境界線と市道刈山線との交会点に至るまでの市道刈山線の中心線から 1km 以内、後ノ入のうち、後ノ入南側の境界線と市道後ノ入線との交会点を起点とし市道後ノ入線と市道大股線との交会点に至るまでの市道後ノ入線の中心線から 1km 以内及び市道後ノ入線と市道大股線との交会点を起点とし、市道後ノ入線と市道大股線との交会点から直線 900m 地点に至るまでの市道大股線の中心線から 1km 以内、大豆沢のうち、市道山根線と県道 275 号線（碁石海岸線）の西側の交会点を起点とし、県道 275 号線（碁石海岸線）と市道山根線の東側の交会点に至るまでの県道 275 号線（碁石海岸線）の中心線から 1km 以内を区域Ｂとする。 さらに、以下に示す区域を区域Ｂとする。 【上甲子地区復興産業集積区域】 上甲子 19 番地 16、17、89、22 番地 1、18
	【三陸地区復興産業集積区域】 ○区域Ａ 港、平舘、黒土田、舘、石浜、八ヶ森、田浜上、田浜下、浪板、杉下、前田、宮野、大野、川原、中井、沖田、岩崎、中曽根、白浜、殿畑、砂子浜、舘ヶ森、小石浜、鬼沢、甫嶺、東上甫嶺、小泊、泊、肥の田、沖田、所通、大平、仲崎浜、東崎浜、小出、上野、扇洞、根白、千歳、清水、西上甫嶺、向野、横石、増舘、烏頭、明神道、大明神、野々前、小路 以上のうち、陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、千歳漁港の千歳漁港舟揚場南端から半径 1km 以内、向野東側の境界線と県道 250 号線（吉浜上荒川線）との交会点を起点とし、国道 45 号線と県道 250 号線（吉浜上荒川線）との交会点に至るまでの県道 250 号線（吉浜上荒川線）の中心線から 1km 以内、遊 YOU 亭夏虫の施設正面玄関入口から半径 1km 以内、道の駅さんりくの施設正面玄関入口から半径

市町村	復興産業集積区域の範囲
	1km 以内、市道大塩線と市道小壁線との交会点を起点とし、市道小壁線と県道 209 号線（崎浜港線）との交会点に至るまでの市道小壁線の中心線から 1km 以内、市道大塩線と市道小壁線の中心線との交会点を起点とした半径 1km 以内、市道小壁線と県道 209 号線（崎浜港線）との交会点を起点とし、県道 209 号線（崎浜港線）と県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）との交会点に至るまでの県道 209 号線（崎浜港線）の中心線から 1km 以内、国道 45 号線と県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）との交会点を起点とし、小路西側の境界線と県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）との交会点に至るまでの県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）の中心線から 1km 以内、県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）と市道小石浜砂子浜線との交会点を起点とし、市道小石浜砂子浜線と市道展勝地砂子浜線との交会点に至るまでの市道小石浜砂子浜線の中心線から 1km 以内、市道展勝地砂子浜線と市道小石浜砂子浜線の中心線との交会点を起点とした半径 1km 以内を区域Ｂとする。 また、井戸洞のうち、井戸洞東側の境界線と県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）との交会点を起点とし、井戸洞南側の境界線と県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）との交会点に至るまでの県道 9 号線（大船渡綾里三陸線）の中心線から 1km 以内、井戸洞内の道の駅さんりくの施設正面玄関入口から半径 1km 以内を区域Ｂとする。
陸前高田市	○区域Ａ 【陸前高田市復興産業集積区域】 山谷・味米・信内・二田野・大嶋部・諏訪・山崎・三の戸・金平・和山・袖野・清水川・越戸内・片地家・鍋谷・徳前・東角地・二又・中平・出口・打越・愛宕下・金屋敷・馬越・寺前・木戸口・神明前・湯漬畑・堂前・小嶋部・中島・耳切・根岸・元屋敷・梅木・沖・外道尻・清水、太田・銭洞・久連坪・袋沢・堂の沢・狩集・宇南沢・金成・本宿・砂子田・西宿・黄金山・梅の木・友沼・釘の子・孤舞柳・三日市・志田実、相川・細根沢・赤畑・上壺・滝の里・大畑・新田・下壺・仲の沢・十日市場・北平・上細根・館・童子、神崎・奈々切・三本松・水上・荒川・中堰・田の浜・要谷・荒川沢・砂盛・丑沢・福伏・中井・木場・二日市・中ヶ谷・土手影・湊・川口・長洞・内野・月山・町・垂井ヶ沢・牧田・町裏・愛宕下・古谷・中瀬・小渕・双六・的場、中川原・古川・洞の沢・飯森場・大石沖・曲松・下和野・中田・栃ヶ沢・砂畑・西和野・中長砂・鳴石・裏田・中和野・長砂・大石・川原・東和野・寒風・森の前・荒町・太田・本宿・馬場前・大町・山苗代・中宿・並杉・馬場・荒沢・下宿・館の沖・本丸・法量、沼田・野沢・松峰・和野・中田・川内・脇の沢・西風道・川崎・佐野・館・中島・地竹沢・川西・堂の前・糠塚沢・川向・樋の口・和方・西の沢・神田・道の上、金浜・中西・新田前・雲南・冥加沢・上の坊・泉田・茂里花・両替・柳沢・谷地前・浦の前・茗荷・後谷地・唯出・浦田・三日市・宮崎・谷地館・小屋敷・松山前・柳沢前・小ヶ口前・沢辺・西の坊・花崎・小谷地上・中里・唐笠松・衣地下・小ヶ口・獺沢・西下・下新田・上新田・矢の浦・茶立場・猪森・衣地・鳥嶋・小崎下・財当・花前・塩谷・金田・寺長根・腰廻・鳥越・門前・菖蒲・小友浦、長洞・谷地・赤坂角地・御城林・小長洞・明下・根岬・越田・長根洞・六ヶ浦・集・大陽里・袖野・平畑・久保・大陽・小屋敷・山田・中沢・長船崎・後花貝・蒲田・田端・前花貝・大祝・泊・天王前・黒崎・後浜・羽根穴・岩倉・大久保

市町村	復興産業集積区域の範囲
	以上のうち、陸中海岸国立公園の第１種特別地域及び特別保護地区（自然公園法第 20 条第３項第１号又は第 21 条第３項第１号の規定による許可を受けた行為に係る工作物の所在する土地を除く。）を除く。
	○区域Ｂ 区域Ａのうち、国道 343 号線と坂下の境界線との交会点を起点とし、国道 343 号線と国道 340 号線との交会点に至るまでの国道 343 号線の中心線から 2km 以内、国道 343 号線と県道 246 号線（世田米矢作線）との交会点を起点とし、県道 246 号線（世田米矢作線）と的場の境界線との交会点に至るまでの県道 246 号線（世田米矢作線）の中心線から西側 500m 以内および東側 2km 以内、国道 340 号線と南行の境界線との交会点を起点とし、国道 340 号線と国道 45 号線との交会点に至るまでの国道 340 号線の中心線から 2km 以内、気仙沼市の境界線と国道 45 号線との交会点を起点とし、国道 45 号線と大船渡市の境界線との交会点に至るまでの国道 45 号線の中心線から 2km 以内、小友町、広田町を区域Ｂとする。
軽米町	【軽米町復興産業集積区域】 大字軽米第 16 地割 37 番地 1
二戸市	【二戸下斗米地区復興産業集積区域】 下斗米字上野平 67-14～16、19、22～25、27～31 【二戸浄法寺地区復興産業集積区域】 浄法寺町明神沢 56-1、2、15、16、20、22 【二戸堀野地区復興産業集積区域】 堀野字大畑 51
九戸村	【九戸村復興産業集積区域①】 大字江刺家第 20 地割 20-3、10、11、13～15、大字江刺家第 20 地割 22、大字山屋第 3 地割 57-8～10、15 【九戸村復興産業集積区域②】 大字山屋第 3 地割 73-168 【九戸村復興産業集積区域③】 大字江刺家第 20 地割 48-34
一戸町	【一戸インター工業団地復興産業集積区域】 岩舘字田中 65-1、12、14、19～21
葛巻町	【葛巻田部地区復興産業集積区域①】 田部字触沢 2-1 【葛巻田部地区復興産業集積区域②】 田部字境の沢 44 【葛巻地区復興産業集積区域】 葛巻 39-215
遠野市	【遠野東工業団地復興産業集積区域】 上郷町板沢 6 地割 97 番、6 地割 104 番 1、6 地割 105 番 1、2、6 地割 106 番、6 地割 107 番、

市町村	復興産業集積区域の範囲
	6 地割 115 番、6 地割 116 番、6 地割 117 番、板沢 7 地割 1 番、7 地割 2 番、7 地割 3 番、7 地割 4 番、7 地割 5 番、7 地割 6 番 1～5、7 地割 7 番 1、3～5、7 地割 11 番、7 地割 110 番 1～3、7 地割 111 番 1～4、7 地割 112 番、板沢 8 地割 86 番 1、6～8、青笹町中沢 27 地割 1 番、27 地割 2 番、27 地割 3 番、27 地割 4 番、27 地割 5 番、27 地割 6 番、27 地割 7 番、27 地割 8 番 1、27 地割 9 番、27 地割 10 番 1、2、27 地割 11 番 1、3～6、27 地割 15 番 3、4、8、9、27 地割 17 番 5、6、27 地割 32 番 1、4、5、27 地割 33 番 【遠野向野地区復興産業集積区域①】 青笹町糠前 19 地割 33-3、19 地割 35-2、19 地割 36、19 地割 40、19 地割 44、糠前 20 地割 1-2、20 地割 2、20 地割 3、20 地割 4-1、20 地割 6-1、20 地割 4～6 【遠野向野地区復興産業集積区域②】 土淵町土淵第 10 地割字向野 71 番 1、3、向野 73 番 1、8、向野 74 番 1、2、向野 75 番 1、5、向野 76 番 1、向野 77 番 1、向野 78、向野 80 番 1、向野 160 番 4、向野 162 【遠野鵜崎地区復興産業集積区域】 綾織町みさ崎 9 地割 9 番 3 【遠野鹿込地区復興産業集積区域】 宮守町下宮守 41 地割 145-1～3、12、16、18、19、147-2、148-2
住田町	【住田町世田米川向地区復興産業集積区域】 世田米字川向 6 番地 9～11、8 番地 1、2、4～13、9 番地 1～3、5～11、13～17、11 番地 1、3、21、24、29、30、12 番地 3～5、7～10、13～15、17、18 【住田町世田米西風地区復興産業集積区域①】 世田米西風 35 番地 14、36 番地 2、37 番地 1、43 番地 1、46 番地 1、47 番地、48 番地 1～6、49 番地、52 番地 1～4、58 番地 1、2、59 番地 1 【住田町世田米西風地区復興産業集積区域②】 世田米西風 76 番地 1、2、78 番地 1、80 番地 1、81 番地 1、113 番地 2、114 番地 3 【住田町世田米赤畑地区復興産業集積区域】 世田米字赤畑 4 番地 1～3、5 番地 1、2、4～6、10、11、8 番地 1、9 番地 1、3～6、8、10、11 番地 1、13 番地 1、14 番地 1、15 番地 1 【住田町世田米向川口地区復興産業集積区域】 世田米字向川口 9 番地 1～9、10 番地 1、2、4、5、12 番地 1、13 番地、14 番地 1、15 番地 1、2、18 番地 1、19 番地 1、20 番地 1、4、21 番地 1、3、22 番地 1、23 番地 1、25 番地 1、26 番地 1、27 番地 5、30 番地 1～5、31 番地 1～5、33 番地 1、36 番地 3、76 番地 4、6、77 番地 1 【住田町下有住高瀬地区復興産業集積区域】 下有住字高瀬 203 番地 1、8、204 番地 1、205 番地 1、3、207 番地 1、2、208 番地 1、2、210 番地、219 番地 2、3、220 番地 1
奥州市	【奥州水沢工業団地復興産業集積区域】 水沢区水沢工業団地一丁目、二丁目、三丁目、四丁目

市町村	復興産業集積区域の範囲
	【奥州水沢区復興産業集積区域①】 水沢区字桜屋敷西、字笹森谷地 【奥州水沢区復興産業集積区域②】 水沢区羽田町宝生、字堀ノ内、字寺前、字下屋敷、字小屋敷、字明正 【奥州水沢区復興産業集積区域③】 水沢区卸町 【奥州水沢区復興産業集積区域④】 水沢区東大通り一丁目、太日通り一丁目、太日通り二丁目、中田町、山崎町、字寺脇、字道合、字南町、真城字北塩加羅、字苅又、字小山崎、字片子沢、字搦手 【奥州水沢区復興産業集積区域⑤】 水沢区真城字垣ノ内、姉体町字原ノ西、上姉体三丁目、上姉体四丁目、上姉体五丁目、上姉体六丁目、上姉体七丁目 【奥州水沢区復興産業集積区域⑥】 水沢区佐倉河字沢田、字百目木、字東鍛治屋、字矢中、字蟹沢 【奥州水沢区復興産業集積区域⑦】 水沢区佐倉河字五反町、字鐙田、字後田、字前田、字川原田 【奥州江刺中核工業団地復興産業集積区域】 江刺区岩谷堂字松長根 1-1～9、岩谷堂字松長根 2、岩谷堂字松長根 3、岩谷堂字松長根 4、岩谷堂字松長根 5、岩谷堂字松長根 6-1～6、岩谷堂字松長根 7、岩谷堂字松長根 8、岩谷堂字松長根 9、岩谷堂字松長根 10-1～5、岩谷堂字松長根 11-2、4、9～10、岩谷堂字松長根 12-2～4、岩谷堂字松長根 13、岩谷堂字松長根 14、岩谷堂字松長根 15-1～13、岩谷堂字松長根 16-1～5、岩谷堂字松長根 17-1～3、岩谷堂字松長根 18-1～4、岩谷堂字松長根 19、岩谷堂字松長根 20-1～10、12、岩谷堂字松長根 22、岩谷堂字松長根 23、岩谷堂字松長根 24、岩谷堂字松長根 25、岩谷堂字松長根 26、岩谷堂字松長根 27、岩谷堂字松長根 28、岩谷堂字松長根 29、岩谷堂字松長根 30、岩谷堂字松長根 31-1～3、岩谷堂字松長根 32-1～5、岩谷堂字松長根 33、岩谷堂字松長根 34、岩谷堂字松長根 35-1～3、岩谷堂字松長根 36、岩谷堂字松長根 37、岩谷堂字松長根 38、岩谷堂字松長根 39-2、4、6、岩谷堂字松長根 40、岩谷堂字松長根 41、岩谷堂字松長根 42-1、2、岩谷堂字松長根 43、岩谷堂字松長根 44、岩谷堂字松長根 45、岩谷堂字松長根 46、岩谷堂字松長根 47、岩谷堂字松長根 48-1～4、岩谷堂字松長根 49、岩谷堂字松長根 50、岩谷堂字松長根 51、岩谷堂字松長根 52-1、2、岩谷堂字松長根 53-1、2、岩谷堂字松長根 54-1、2、岩谷堂字松長根 55-1～4、岩谷堂字松長根 56-1～4、岩谷堂字松長根 57-1～4、岩谷堂字松長根 58-1～6、岩谷堂字松長根 59-1～3、岩谷堂字松長根 60-1～7、岩谷堂字松長根 61、岩谷堂字松長根 62、岩谷堂字松長根 63-1～14、17～19、岩谷堂字松長根 64、岩谷堂字松長根 65、岩谷堂字松長根 67、岩谷堂字松長根 68-1、2、岩谷堂字松長根 69-1～3、岩谷堂字松長根 70、岩谷堂字松長根 71 【奥州江刺フロンティアパーク復興産業集積区域】 江刺区岩谷堂字袖山 11-10、16～76、78、80、岩谷堂字袖山 94-6、岩谷堂字袖山 108-2、岩

市町村	復興産業集積区域の範囲
	谷堂字袖山 116-3～6、岩谷堂字袖山 367-1～3、岩谷堂字柳沢 90-2、岩谷堂字柳沢 94-1～5 【奥州江刺区復興産業集積区域①】 江刺区愛宕字梁川字小畑、字後中野、字谷地 【奥州江刺区復興産業集積区域②】 江刺区岩谷堂字内ノ町、字根岸 【奥州江刺区復興産業集積区域③】 江刺区岩谷堂、字北八日市、字南八日市、江刺区愛宕）字観音堂沖、字池向、字梁川 【奥州塔ヶ崎工業団地復興産業集積区域】 前沢区字塔ヶ崎 34-1、字塔ヶ崎 45、字塔ヶ崎 46、46-1、字塔ヶ崎 47-3、字塔ヶ崎 48-2～4、7、字塔ヶ崎 50-1～14、17～20、字塔ヶ崎 118-1、字大桜 1、字大桜 2、字大桜 3、字大桜 4、字大桜 5、字大桜 6、字大桜 7、字大桜 8、字大桜 9、字大桜 10、字大桜 11、字大桜 12、字大桜 13、字大桜 14、字大桜 16-3、字大桜 20、字大桜 26-2、字大桜 27、字大桜 31、字大桜 33、字大桜 37-1、2、字大桜 46-1、字大桜 50-2、字大桜 51、字大桜 52、字大桜 53、字大桜 54、字大桜 55、55-1、字大桜 56-2、6、字大桜 57-2、字大桜 58、字大桜 61-1、字大桜 62-3、字大桜 116-1、2、4、字大桜 117-1、字大桜 118、字大桜 120-3 【奥州前沢インター工業団地復興産業集積区域】 前沢区字新城 58-1、6～19、字新城 60、字新城 61-1、字新城 78-1、6、字新城 82-1、字新城 83-1、字新城 85、字新城 91-12、20、22、字新城 95-2、10、字新城 111-1、字新城 119、字新城 121-1、2、字新城 122、字新城 123、字新城 124-1、字新城 125-3、字新城 127、字新城 129、字新城 131-1、字新城 132-1、字新城 133-2、5、字新城 135-1、3、5、字新城 136、字新城 137、字徳沢 1-4、17、18、39、40、109～114、118、149、161、167、168、357、369、371～373、385～389、392、407、410、字徳沢 16、字徳沢 17、字徳沢 18、字徳沢 21-1、字徳沢 35-1、字徳沢 36-1、字徳沢 38、字徳沢 39、字徳沢 40-1、字徳沢 41-1、字徳沢 42-1、3～6、9～14、字徳沢 63-1、字徳沢 72-2、5、字徳沢 74-1、字徳沢 75-1、字徳沢 84-1、3、5、6 【奥州本杉工業団地復興産業集積区域】 前沢区字本杉 10-1、字本杉 37-1、3～9、字本杉 48、字本杉 61-2、4～7、字本杉 70-1～3、5、7、8、字本杉 119-1～6、字本杉 128、字本杉 136-1～3、字本杉 138-7～10、字本杉 139-2、4、字本杉 158-1、3～7、9～11、字本杉 166-2、字本杉 173-1、字本杉 176-1、字本杉 189-1、2、字本杉 190、字五合田 1-1、4、字五合田 2-1、3、字五合田 3-1、字五合田 4-1、字五合田 6-1、字五合田 7-1、字五合田 10-2、字五合田 12-1、字五合田 14-1、字五合田 15-1、4、5、字五合田 16-5、字五合田 17-2、字五合田 19-1～5、7、9～11、13～16、字五合田 26-1～3、字五合田 31-2、字五合田 32-3、字五合田 47-2、字五合田 48-2～6、字五合田 62-2、字五合田 63-1、3、字五合田 74-1、字五合田 76-2、字五合田 77-3、字五合田 78-1～3、字五合田 89-2、字五合田 96-2、字五合田 97-2 【奥州前沢区復興産業集積区域①】 前沢区向田一丁目、向田二丁目、字五合田、字本杉、字高畑、字田中、字屋敷、字大桜、字平前

市町村	復興産業集積区域の範囲
	【奥州前沢区復興産業集積区域②】 前沢区字塔ヶ崎、字南塔ヶ崎、字沖田 【奥州胆沢東部工業団地復興産業集積区域】 胆沢区小山字北長壇 143-3、5、小山字北長壇 152-1、3～6、小山字北長壇 156-1～3、小山字北長壇 157-2、3、小山字北長壇 170-1、4、小山字北長壇 173-1、小山字北長壇 174-1、小山字森 75、小山字森 161-1 【奥州胆沢東南部工業団地復興産業集積区域】 胆沢区小山字中油地 117、小山字中油地 119、小山字中油地 121、小山字中油地 122、小山字中油地 124、小山字中油地 125、小山字中油地 129-3、小山字中油地 130-2、小山字中油地 132-2、小山字中油地 133-2、小山字中油地 134-2、小山字中油地 135-2、小山字中油地 137 【奥州広表工業団地復興産業集積区域】 胆沢区南都田字京徳田 14、南都田字京徳田 15-1、2、南都田字京徳田 16-1、2、南都田字京徳田 17、南都田字京徳田 18、南都田字京徳田 19、南都田字京徳田 20、南都田字京徳田 21、南都田字京徳田 22-1、4、南都田字京徳田 23-1、2、南都田字京徳田 24、南都田字京徳田 25、南都田字京徳田 26、南都田字京徳田 27、南都田字京徳田 28、南都田字京徳田 29、南都田字京徳田 30、南都田字京徳田 31、南都田字京徳田 32、南都田字京徳田 33、南都田字京徳田 34 南都田字京徳田 73-1、4、南都田字京徳田 74、南都田字京徳田 75、南都田字京徳田 76、南都田字京徳田 77、南都田字京徳田 78、南都田字京徳田 79、南都田字京徳田 80、南都田字京徳田 81、南都田字京徳田 105-1、南都田字京徳田 106-1、南都田字京徳田 107-1、南都田字京徳田 108-1、南都田字京徳田 109-1、南都田字京徳田 110-1、南都田字京徳田 111-1、3、南都田字京徳田 112-1、南都田字京徳田 113-1、2、南都田字広表 92-1、5～7、南都田字広表 93-2、南都田字広表 94、南都田字広表 116-3、南都田字広表 118-4、南都田字広表 119-5、6、南都田字広表 128-1、3～5、南都田字広表 129-1、2、南都田字広表 130、南都田字広表 131-1、3、4、南都田字広表 140-1、3、4、南都田字広表 141、南都田字広表 142、南都田字広表 143-1、3、南都田字広表 173-1、3、南都田字広表 174-1、3、南都田字広表 175、南都田字広表 176、南都田字広表 177、南都田字広表 178-1、2、南都田字広表 179-1、3、南都田字広表 180、180-1、2、4、南都田字広表 195-1、4、5、南都田字広表 196、南都田字広表 197、南都田字広表 198、南都田字広表 199、南都田字広表 204-1、5、南都田字広表 205、南都田字広表 206-1、3 【奥州日向工業団地復興産業集積区域】 衣川区日向 42-8～10、日向 59-1、224、331、423、512、513
平泉町	【平泉高田前工業団地復興産業集積区域】 平泉字高田前 124-4～7、字高田前 126-5、字宿 41-3、7、9～11、字宿 118-4、字宿 122-4～7、9、11、字大平 119 【平泉瀬原工業団地復興産業集積区域】 平泉字上徳沢 65 【平泉黄金沢企業立地用地復興産業集積区域】 平泉字黄金沢 8、字黄金沢 9、字黄金沢 11、字黄金沢 13-1、2、字黄金沢 15、字黄金沢 21、

市町村	復興産業集積区域の範囲
	字黄金沢 35-11、字黄金沢 76-1、3～5、8～11、15、16、19～21、24、29
一関市	【一関駅東地区復興産業集積区域①】 字柄貝 1-1、字柄貝 2-1、字柄貝 3-1、4、5、字柄貝 4-1、2、字柄貝 5-1、字柄貝 6-1、字柄貝 7-2～4、字柄貝 8-2、3、字柄貝 9-2～4、字柄貝 10-2、字柄貝 11-2、字柄貝 12-2、西沢 24-1、西沢 25-1、西沢 26、西沢 27-1、西沢 29、西沢 30-1、西沢 35-1、西沢 36、西沢 38-1、西沢 39、西沢 40、西沢 45-1、西沢 46、西沢 47-2、西沢 49-1、西沢 51-1、相去 3-1、46-1 【一関駅東地区復興産業集積区域②】 西沢 2-1、西沢 3-1、2、4、西沢 4-1、5、西沢 7-1、4、6、西沢 8-1、2、西沢 9-1 【一関駅東地区復興産業集積区域③】 旭町 11-2、3、6、12、旭町 17-49、52、101、104、旭町 39-14～18、旭町 143-6、9、13 【一関駅東地区興産業集積区域④】 旭町 17-47、95、106 【一関駅東地区興産業集積区域⑤】 旭町 17-69、旭町 76-3 【一関駅東地区興産業集積区域⑥】 旭町 58-2、旭町 60-7、旭町 86-1、2 【一関駅東地区復興産業集積区域⑦】 柳町 1-1、柳町 2-1、柳町 4-1、柳町 69-2、3、柳町 71-2 【一関東工業団地復興産業集積区域】 東台 14-5～7、14、19～22、24～28、30～51、54～67、101、102、104、106、107、109、116、118、東台 50-30 【真柴工業団地復興産業集積区域】 真柴字吉ヶ沢 4-32、字吉ヶ沢 20-118～120、123、141、142、145、字吉ヶ沢 29 【真柴第二工業団地復興産業集積区域】 真柴字吉ヶ沢 2-22、24、26、30、31、字吉ヶ沢 10-6、9、字吉ヶ沢 12-4、字吉ヶ沢 46-66 【上油田工業団地復興産業集積区域】 花泉町油島字柳沢 21-1、2、油島字柳沢 38、油島字柳沢 42-19、油島字柳沢 95-82 【上油田第二工業団地復興産業集積区域】 花泉町油島字南沢 97-141～143、145、151、152、156～158、160、162、163 【花泉日向前地区復興産業集積区域】 花泉町老松字日向前 154-2、老松字日向前 155-10、11、老松字日向前 156、老松字日向前 159-2、4、老松字日向前 160-4、8、13、老松字日向前 173-1、老松字日向前 174-1、老松字日向前 177-1～5 【花泉油島地区復興産業集積区域】 花泉町油島字外別当 1-5、8、油島字外別当 7-2、油島字内谷地 7-7、油島字内谷地 98、油島字内谷地 99、油島字内別当 19-1、油島字内別当 20-1、油島字内別当 21-7、油島字内別当 22-1、油島字内別当 23-2、油島字内別当 24-3、油島字内別当 25-1、油島字内別当 26-1、油

市町村	復興産業集積区域の範囲
	島字内別当 27-1、3、油島字内別当 28、油島字内別当 29、油島字内別当 30、油島字内別当 31、油島字内別当 32、油島字内別当 33-2、油島字内別当 34-5、油島字内別当 36、油島字内別当 38、油島字内別当 39、油島字内別当 40、油島字内別当 41、41-6、8、油島字内別当 42、油島字内別当 44、油島字内別当 45-1、2、油島字内別当 47-1、2、4、14、16～18、油島字内別当 48-2、油島字内別当 49、油島字内別当 52、油島字内別当 53-1、油島字内別当 54-1、2、油島字内別当 55-2、油島字内別当 57-4、油島字内別当 59-1、油島字内別当 62-5、油島字内別当 76-1、油島字内別当 77-1、油島字内別当 78-1、油島字内別当 79、油島字内別当 80、油島字内別当 81-1、2、油島字内別当 82、油島字内別当 82-2 【花泉涌津地区復興産業集積区域①】 花泉町涌津字悪法師 38-27、29、139、208、218、288、292、293、297～299、301、367、369、372、373、375、涌津字向川 82-7、86、174、197、198、200、涌津字向川 150、涌津字向川 151、涌津字藤ノ巻 44-2、3、涌津字藤ノ巻 45-2、涌津字藤ノ巻 48-2、涌津字藤ノ巻 54-1、63、70、71、78、82、85、86 【花泉涌津地区復興産業集積区域②】 涌津字西風谷地 96-374、375 【花泉涌津地区復興産業集積区域③】 涌津字石畳 85-19、28、32～34、涌津字石畳 87-1～4、涌津字石畳 88-1～3、涌津字石畳 125-9、11～19、21、24、25、54～59、61～63、65、66 【大東渋民地区復興産業集積区域①】 渋民字続石 39-16、17、渋民字続石 52-74、渋民字大馬場 79-6、渋民字鶴巻 41-10、11 【大東渋民地区復興産業集積区域②】 渋民字横張 62、渋民字大洞地 19 【沼田工業団地復興産業集積区域】 大東町摺沢字沼田 74-1 【大東大原地区復興産業集積区域】 大東町大原字台 89-2、大原字台 90-1、大原字台 103-2、大原字台 129、大原字七切 601 【千厩駒場清田地区復興産業集積区域①】 千厩町千厩字下駒場 128-4、千厩字下駒場 140-4 【千厩駒場清田地区復興産業集積区域②】 千厩字下駒場 253-6、千厩字下駒場 254 【千厩駒場清田地区復興産業集積区域③】 千厩字北ノ沢 22-6 【千厩駒場清田地区復興産業集積区域④】 清田字鳥喰 1-1 【千厩木六地区復興産業集積区域】 千厩町千厩字下木六 275-3、千厩町千厩字下木六 321、千厩町千厩字下木六 327 【西小田工業団地復興産業集積区域①】

市町村	復興産業集積区域の範囲
	千厩町千厩字西小田 300-7 【西小田工業団地復興産業集積区域②】 千厩町千厩字西小田 300-5、6 【千厩町浦地区復興産業集積区域】 千厩町千厩字町浦 67-1、千厩字町浦 74-3、千厩字町浦 75-1、2、4～6、9、14、16、千厩字町浦 76、千厩字町浦 83、千厩字町浦 84、千厩字町浦 85-6、10、千厩字町浦 88、千厩字町浦 89-1、2、千厩字町浦 195-1、2 【千厩北方地区復興産業集積区域】 千厩町千厩字北方 134、134-1、2、千厩字北方 137-2、7 【千厩落合地区復興産業集積区域】 千厩町小梨字落合 157-1 【千厩深芦沢地区復興産業集積区域】 千厩町奥玉字深芦沢 147-1、2、6、8、18、20、28～30、奥玉字深芦沢 148-2、4、8～10、13、奥玉字深芦沢 149-4、奥玉字深芦沢 150-1、奥玉字深芦沢 154-2 【柴宿里前工業団地復興産業集積区域①】 東山町長坂字柴宿 30-2、31、長坂字柴宿 33-1、長坂字東本町 25、25-9、13、14 【柴宿里前工業団地復興産業集積区域②】 東山町長坂字柴宿 88-2、5、長坂字柴宿 103-1 長坂字柴宿 105-1、長坂字柴宿 106-4 【柴宿里前工業団地復興産業集積区域③】 東山町長坂字里前 105-8、48、50、51、55 【柴宿里前工業団地復興産業集積区域④】 長坂字里前 105-46 【丸森工業団地復興産業集積区域】 東山町長坂字丸森 86-1、5 【地蔵平工業団地復興産業集積区域】 東山町松川字地蔵平 150-3、松川字地蔵平 156-1、6～8、松川字地蔵平 160-2、松川字地蔵平 161-2、3、松川字地蔵平 162-3、松川字地蔵平 185、松川字地蔵平 186、松川字地蔵平 189 【東山松川地区復興産業集積区域①】 松川字卯入道平 47-6 【東山松川地区復興産業集積区域②】 松川字卯入道平 47-8 【東山松川地区復興産業集積区域③】 松川字滝ノ沢 29-1、6、7、15、16、松川字滝ノ沢 30-1、松川字滝ノ沢 41-2、松川字滝ノ沢 42-3、松川字滝ノ沢 51-1、13、23、28、松川字滝ノ沢 56-1、松川字滝ノ沢 61-1、松川字滝ノ沢 125-7、松川字滝ノ沢 126-8、松川字滝ノ沢 144-5 【東山松川地区復興産業集積区域④】 松川字滝ノ沢 177-4、松川字滝ノ沢 181-8、12、松川字滝ノ沢 192-1、松川字滝ノ沢 193-1、

市町村	復興産業集積区域の範囲
	3、松川字滝ノ沢 198-1、2、15、松川字滝ノ沢 199-1、2、松川字滝ノ沢 200-3、松川字滝ノ沢 209-3、松川字滝ノ沢 213-4 【東山松川地区復興産業集積区域⑤】 松川字野平 40-4 【東山松川地区復興産業集積区域⑥】 松川字野平 102-1、2、松川字野平 103 【東山松川地区復興産業集積区域⑦】 松川字野平 159-1、4、松川字野平 213、松川字野平 352-1、352-2、松川字野平 354-4、松川字野平 355-2～4、松川字野平 357-2～4、6、松川字野平 358-1、3、松川字野平 359-3～7、9、松川字野平 361-1、松川字野平 366、松川字野平 367、松川字野平 368-1、13、17～36、41～50、53～56、58、61～63、67 【東山松川地区復興産業集積区域⑧】 長坂字羽根堀 243 【東山松川地区復興産業集積区域⑨】 長坂字羽根堀 214、長坂字羽根堀 219、長坂字羽根堀 225、長坂字羽根堀 228-2、長坂字羽根堀 239、長坂字羽根堀 245-2、7、長坂字羽根堀 252-4、長坂字羽根堀 280-2、長坂字羽根堀 282-1～3、長坂字羽根堀 284 【東山松川地区復興産業集積区域⑩】 長坂字羽根堀 50-3、長坂字羽根堀 91、長坂字羽根堀 100、長坂字羽根堀 103-1、長坂字羽根堀 187-3、長坂字羽根堀 192-19、長坂字羽根堀 193-5、長坂字羽根堀 198-2、長坂字羽根堀 201-1 【東山松川地区復興産業集積区域⑪】 長坂字西本町 91、長坂字西本町 106-2、長坂字西本町 111-2、 【東山松川地区復興産業集積区域⑫】 長坂字町裏 1、長坂字町裏 2、長坂字町裏 3、長坂字町裏 4、長坂字町裏 5、長坂字町裏 6、長坂字町裏 7、長坂字町裏 8、長坂字町裏 9、長坂字町裏 10-3、4、長坂字町裏 22-1、長坂字町裏 88-1、4、長坂字町裏 90-4、長坂字町裏 332-2、4、長坂字町裏 335-2、長坂字町裏 336、長坂字町裏 337、長坂字町裏 339-1、2、長坂字町裏 340-2、長坂字町裏 341、長坂字町裏 342、長坂字町裏 343、長坂字町裏 344-1～3、長坂字町裏 345-1～2、長坂字町裏 346、長坂字町裏 347、長坂字町裏 348、長坂字町裏 349-1、長坂字町裏 351、長坂字町裏 352-1、長坂字町裏 353、長坂字町裏 356、長坂字町裏 357、長坂字町裏 358、長坂字町裏 359、長坂字町裏 360-1、2、長坂字町裏 361、長坂字町裏 362-1、2、長坂字町裏 364、長坂字町裏 365、長坂字町裏 366、長坂字町裏 367、長坂字町裏 369、長坂字町裏 370-1、長坂字町裏 371-1、長坂字町裏 373、長坂字町裏 374-4、長坂字町裏 375、長坂字町裏 376、長坂字町裏 378-1、2、長坂字町裏 379-1、3～6、8、10、長坂字町裏 383-1、2、6、長坂字町裏 384、長坂字町裏 386、長坂字町裏 436 【東山石ノ森地区復興産業集積区域】 東山町田河津字石ノ森 119-3、田河津字石ノ森 125-1、田河津字石ノ森 126-2

市町村	復興産業集積区域の範囲
	【野土工業団地復興産業集積区域】 東山町田河津字野土 88-1、3、4、6、田河津字野土 133-2、田河津字野土 169-1、3 【大久保工業団地復興産業集積区域①】 川崎町字薄衣字折坂 7-4、字薄衣字大久保 95-1 【大久保工業団地復興産業集積区域②】 川崎町字薄衣字折坂 1-6 【川崎泉台地区復興産業集積区域】 川崎町字薄衣字泉台 96-3、字薄衣字泉台 104-3、5、7、字薄衣字泉台 113-2 【一関中里地区復興産業集積区域】 山目町二丁目 571 【一関赤荻地区復興産業集積区域①】 赤荻字亀田 78、字亀田 79-1、2、字亀田 80-1、2、字亀田 81、字亀田 90、字亀田 91-1、2、字亀田 92-1、2、字亀田 93、字亀田 94、字亀田 95、字亀田 96、字亀田 97、字亀田 98、字亀田 99、字亀田 100、字亀田 101、字亀田 102、字亀田 103、字亀田 104、字亀田 105、字亀田 134-2、字亀田 135、字亀田 136-2、字亀田 137-2、4、6、11、字亀田 139、字亀田 140-2、字亀田 141-1、字亀田 143、字亀田 145-2、字亀田 146-2、字亀田 147-1、字亀田 148-1、字亀田 149-1、字亀田 150、字亀田 151-1、字亀田 152、字亀田 153-2、字亀田 198、字亀田 199、字亀田 210、字亀田 211、字亀田 254-6 【一関赤荻地区復興産業集積区域②】 赤荻字亀田 122-2 【一関赤荻地区復興産業集積区域③】 赤荻字清水 134-1、4、5、字清水 135-6、字清水 137-1、4、字清水 138-1、字清水 139-1、字清水 385 【一関赤荻地区復興産業集積区域④】 赤荻字鬼吉 13-2、字鬼吉 16-2 【一関赤荻地区復興産業集積区域⑤】 赤荻字雲南 134-1、2、字雲南 135、字雲南 136、字雲南 137、字雲南 138、字雲南 139、字雲南 175-2、字雲南 176-2、字雲南 177-2、字雲南 178-2 【一関東第二工業団地復興産業集積区域】 滝沢字鶴ヶ沢 85-1～5、字鶴ヶ沢 86-1～7、字鶴ヶ沢 87-1～3 【一関沢地区復興産業集積区域】 字沢 237-17、字沢 297-14、16、28、29、39、78、91、186、190、206、207、209、210、225～230、字沢 308-2、字沢 311-1、字沢 312-2～6 【藤沢町藤沢地区復興産業集積区域①】 藤沢町藤沢字赤畑 30、30-5、藤沢字赤畑 32-7、藤沢字赤畑 42-2 【藤沢町藤沢地区復興産業集積区域②】 藤沢字大母 79-4、藤沢字大母 80、藤沢字大母 328-2、藤沢字大望沢 83-4

市町村	復興産業集積区域の範囲
	【藤沢町藤沢地区復興産業集積区域③】 藤沢字大母 1-3、藤沢字大望沢 62-9 【藤沢町藤沢地区復興産業集積区域④】 藤沢字大榴 114-6、藤沢字夕川 68-2、藤沢字夕川 210 【藤沢町黄海地区復興産業集積区域①】 藤沢町黄海字天堤 158、158-1、3 【藤沢町黄海地区復興産業集積区域②】 藤沢町黄海字町裏 441 【藤沢町黄海地区復興産業集積区域③】 藤沢町黄海字八景下 65-4、黄海字八景下 80-3 【藤沢町黄海地区復興産業集積区域④】 藤沢町黄海字天堤 185-2、黄海字天堤 196-2、黄海字天堤 200、200-2、4～7、黄海字天堤 202-1 【藤沢町八沢地区復興産業集積区域①】 藤沢町徳田字赤庭 93-1、徳田字赤庭 97-3 【藤沢町八沢地区復興産業集積区域②】 藤沢町砂子田字宮ノ脇 12-5、砂子田字宮ノ脇 30、30-1、砂子田字宮ノ脇 32-8、砂子田字宮ノ脇 199、砂子田字宮ノ脇 205、砂子田字宮ノ脇 206-2～5、砂子田字新城沢 62-1、8、12、14、砂子田字新城沢 66-1、砂子田字新城沢 71-1、砂子田字新城沢 100-4、砂子田字新城沢 113-8、砂子田字新城沢 138-3 【藤沢町八沢地区復興産業集積区域③】 藤沢町徳田字野岡 18-13、徳田字野岡 23-4、徳田字野岡 27-1、徳田字桜ノ沢 20-12、徳田字火ノ田 46-25、26、徳田字火ノ田 83-16、30 【藤沢町大津保地区復興産業集積区域】 藤沢町保呂羽字二本柳 5 【藤沢榴地区復興産業集積区域】 藤沢町藤沢字榴 114-92、藤沢字平蕨 114 【室根絵図下地区復興産業集積区域】 室根町折壁一丁目 138-1～3
八幡平市	【盛岡北部工業団地復興産業集積区域】 大更第 1 地割 202-1、2、14～18、第 1 地割 203-1、3～5、14～20、23～29、第 1 地割 204、第 1 地割 205-1～3、第 1 地割 206-1、2、第 1 地割 207、第 1 地割 208-1～14、第 1 地割 209、209-1～4、第 1 地割 210-1、2、第 1 地割 211、第 1 地割 212-1～4、第 1 地割 213、第 1 地割 214-1～3、10、第 1 地割 215、第 1 地割 216-1、2、第 1 地割 217、217-1、第 1 地割 218-1、2、第 1 地割 219-1、3～6、第 1 地割 220-1～4、第 1 地割 221、第 1 地割 222-1、2、4～8、第 1 地割 223-1～5、第 1 地割 224、第 1 地割 225-1、6、10、11、13～19、第 1 地割 226-1、第 1 地割 231-3、第 1 地割 232-1、2、第 1 地割 233、第 1 地割 234-1、2、第 1 地割 235、第 1 地割

市町村	復興産業集積区域の範囲
	236-1～5、第1地割237-1～3、第1地割238-3、4、7～9、第1地割239-1、5～10、第1地割241-1、2、4、5、第1地割242-3、4、第1地割318-1、2、第1地割319-1、2、第1地割320、第1地割321-2、5、6、第1地割322-1～3、第1地割325-1、2、第1地割326-1、2、4、第1地割331-1、3、第1地割339-1、4、第1地割342、第1地割343-1、第1地割344-1、第1地割345-1、2、第1地割346、第1地割347、第1地割348、第1地割360、第1地割361、第1地割362、第1地割363-2～4、第1地割364-1、2、第2地割18、第2地割19-1、3、5～7、第2地割38-2、3、第2地割40-1～3、第2地割42、第2地割43、第2地割46-1、3、4、第2地割47、第2地割48-1、2、4～7、第2地割49、第2地割50、第2地割51-1、3、4、第2地割52-1、2、第2地割53、第2地割54-1、2、第2地割55、第2地割56、第2地割57-1、2、第2地割58、第2地割59、第2地割60-1、2、第2地割61、第2地割62、第2地割63-1～3、第2地割65-1～7、第2地割66、第2地割67-2、3、第2地割68、第2地割69-1、5～10、第2地割70、第2地割71、第2地割72、第2地割73、第2地割74、第2地割75、第2地割77、第2地割78、第2地割79、第2地割80、第2地割82-1～3、第2地割83、第2地割84、第2地割85、第2地割86-1～4、第2地割87、第2地割88-1～4、第2地割89、第2地割141-1、4～21、23、25～34、39～41、43～49、52～64、第2地割154-1、3、5～11、13～28、30～39、48～53、第2地割229-1、2、第2地割230-1～3、第2地割232-1、2、第2地割233-1、2、第2地割234-1、2、第2地割235-1～3、第2地割236-1、2、第2地割237-1、4、7、第2地割266-1～8、第2地割267-1～4、第4地割400-1、2、第4地割401-1～45、70～83、85～89、92、94、98～116、第4地割402、第4地割403、第4地割404-1、2、第4地割405-1～3、第4地割477-1～11、第4地割478-1～3、5、第4地割479-1～4、第4地割480-1、2、第4地割481-1、2、第4地割482-1～3、第4地割483-1～5、第4地割606、第4地割621、第4地割625、第4地割646-1、2、第4地割647、平笠第24地割1-1 【八幡平中渡地区復興産業集積区域】 大更第3地割155-1、5、第3地割169、第3地割170、第3地割172-1、3、第3地割173-1、第3地割174-1、第3地割175-5、第3地割176-1 【八幡平平笠地区復興産業集積区域】 平笠第24地割1-43 【八幡平鬼清水地区復興産業集積区域】 野駄第3地割306-1、第3地割307、第3地割308、第3地割309、第3地割310、第3地割311、第3地割312、第3地割313、第3地割314、第3地割315、第3地割316-1、第3地割317-1、第3地割320-4、第3地割321-6、7、第3地割322-5、第3地割323-1、第3地割324、第3地割325、第3地割326、第3地割327、第3地割328、第3地割329、第3地割330、第3地割331、第3地割332、第3地割333-1、第3地割334、第3地割335、第3地割336、第3地割337、第3地割338、第3地割339、第3地割340、第3地割341、第3地割342-3、第3地割343-1、4～8、第3地割344、第3地割345、第3地割346-2、3、第3地割347-2、第3地割348、第3地割349-1、第3地割350-3、第3地割353-2、第3地割354-2、第3地割355-4、第3地割445、第3地割446、第3地割447-2、第3地割448-2、3

市町村	復興産業集積区域の範囲
	【八幡平トラウトガーデン地区復興産業集積区域】 松尾寄木第1地割34-4～6、第1地割474-6、8～10、第1地割577-3、5、6、第1地割579-1、第1地割642-3 【八幡平下台地区復興産業集積区域】 松尾寄木第12地割1-6、21～23、25～34 【八幡平大花森地区復興産業集積区域】 松尾第5地割997-5、第5地割998、998-3 【八幡平保土沢地区復興産業集積区域】 高畑131-2、96-124、126
岩手町	【岩手町復興産業集積区域】 大字土川第1地割428番地1
盛岡市	【盛岡北飯岡地区復興産業集積区域】 北飯岡一丁目8、一丁目9、一丁目10 【盛岡工業団地復興産業集積区域】 玉山区大字渋民字岩鼻20-1～52、54～72、大字渋民字岩鼻69-28、35、大字渋民字岩鼻100-3、大字渋民字狐沢34-7～14、大字渋民字狐沢48-47、48、大字渋民字狐沢70-1～6 【盛岡玉山区芋田地区復興産業集積区域】 玉山区大字芋田字下芋田10-1～19、大字芋田字下芋田93-1、大字芋田字下芋田94、大字芋田字下芋田99、大字芋田字下芋田100、大字芋田字上芋田31、大字芋田字上芋田50-1～5 【盛岡玉山区生出地区復興産業集積区域】 玉山区大字下田字生出624、大字下田字生出1576、大字下田字生出1577 【盛岡四十四田工業団地復興産業集積区域】 岩脇町1-1、7、9～28、上田字松屋敷84-43、44、87-2、20～33 【盛岡青山地区復興産業集積区域】 青山二丁目 4-1、二丁目5-2、4、5 【盛岡みたけ地区復興産業集積区域】 みたけ六丁目177-1、10、11、六丁目180-1、7 【盛岡玉山区上武道地区復興産業集積区域】 玉山区芋田字上武道122-3、芋田字上武道165-1、芋田字上武道170-1、芋田字上武道176-1、芋田字上武道180-1、芋田字上武道181 【盛岡玉山区芋田向地区復興産業集積区域】 玉山区好摩字芋田向81-1～3、6、7、好摩字芋田向82-5、10～12、43、好摩字芋田向90-1、好摩字上山1-5、7、21 【盛岡中央工業団地復興産業集積区域】 川目町4-1、10～32、36～40、42、44～46、48、川目町5-10、川目町68-3～18 【盛岡都南工業団地復興産業集積区域】 手代森第5地割19-1、5～12

市町村	復興産業集積区域の範囲
	【盛岡南工場流通団地復興産業集積区域①】 湯沢 13 地割 30-2～4、10、11、16 地割 15-2～13、18、20～23、27～29、32～34、16 地割 20-1、16 地割 23-1、16 地割 26-1、16 地割 27-2、3、16 地割 37-1、16 地割 38-1 【盛岡南工場流通団地復興産業集積区域②】 羽場 9 地割 155-2～4、8、10～14、羽場 10 地割 1-2～12、19～24 【盛岡上飯岡地区復興産業集積区域】 上飯岡 1 地割 12-4、5、1 地割 13-1、2、1 地割 14-1、1 地割 15-8～12 【盛岡中央卸売市場地区復興産業集積区域】 羽場 10 地割 100、100-2、3、6、8、羽場 10 地割 127-1、羽場 10 地割 203-2、羽場 10 地割 204-2、羽場 10 地割 205-2、羽場 10 地割 220-2、羽場 10 地割 224-2、羽場 10 地割 226-2、羽場 10 地割 230-2、羽場 10 地割 231-2、羽場 10 地割 232-2、羽場 10 地割 233-2、羽場 10 地割 234-2、羽場 10 地割 235-2、羽場 10 地割 236-2、羽場 10 地割 239、羽場 10 地割 241、羽場 10 地割 244-1 ［盛岡市中央卸売市場のうち矢巾町域］ 矢巾町赤林 3 地割 2 番地 5、8、3 番地 8、11 番地 4、206 番地 1～3、7、290 番地 3、293 番地 3、295 番地 2、3、296 番地 3、297 番地 1～7、299 番地 3、300 番地 3、301 番地 4、5、302 番地 3、305 番地 3、306 番地 3、310 番地 3、316 番地 2、3、317 番地 3～5、345 番地 4、5、9、19、22、25、28、32、4 地割 1 番地 1、7、9、12、17 番地 5、200 番地 3、6
滝沢村	【滝沢村大釜篠木地区復興産業集積区域】 大釜字竹鼻、大釜字土井尻、大釜字荒屋敷、大釜字田の尻、大釜字外館、大釜字大畑、篠木字明法、篠木字参郷、篠木字黒畑、篠木字樋の口、篠木字待場 ※復興産業集積区域は、上記地区のうち地図に示す地域に限定するもの。 なお、都市計画に定める第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域を除くもの。 【滝沢村鵜飼地区復興産業集積区域】 鵜飼字上山、鵜飼字御庭田、鵜飼字家近森、鵜飼字鰍森、鵜飼字中鵜飼、鵜飼字八人打、鵜飼字滝向、鵜飼字年毛 ※復興産業集積区域は、上記地区のうち地図に示す地域に限定するもの。 なお、都市計画に定める第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域を除くもの。 【滝沢村鵜飼滝沢地区復興産業集積区域】 鵜飼字迫、鵜飼字洞畑、鵜飼字狐洞、鵜飼字向新田、鵜飼字下鵜飼、鵜飼字上高柳、鵜飼字笹森、鵜飼字下高柳、鵜飼字石留、鵜飼字諸葛川、鵜飼字大緩、鵜飼字白石、鵜飼字細谷地、滝沢字耳取山、滝沢字室小路、滝沢字土沢、滝沢字牧野林、滝沢字穴口 ※復興産業集積区域は、上記地区のうち地図に示す地域に限定するもの。 なお、都市計画に定める第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域を除くもの。

市町村	復興産業集積区域の範囲
	【滝沢村巣子地区復興産業集積区域】 滝沢字巣子、滝沢字狼久保、滝沢字明神平、滝沢字葉の木沢山、滝沢字妻の神 ※復興産業集積区域は、上記地区のうち地図に示す地域に限定するもの。 なお、都市計画に定める第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域を除くもの。 【滝沢村野沢大崎地区復興産業集積区域】 滝沢字野沢、滝沢字大崎 ※復興産業集積区域は、上記地区のうち地図に示す地域に限定するもの。 なお、都市計画に定める第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域を除くもの。 【滝沢大釜地区用地復興産業集積区域】 大釜字高森 58-1、7-47 【滝沢盛岡西リサーチパーク復興産業集積区域】 大釜字風林 3-14～32、39、41 【滝沢大清水地区農工団地復興産業集積区域】 大釜字大清水 356-6、11、14～17 【滝沢県立大学周辺地区復興産業集積区域】 滝沢字巣子 152-16、89、90、292、295、309、378、379 【滝沢県立大学地域連携棟地区復興産業集積区域】 滝沢字巣子 151-3、8、10、20、40、46、47、滝沢字野沢 62-4、24、581 【滝沢巣子地区復興産業集積区域】 滝沢字巣子 5-5、字巣子 10-2、字巣子 1162-2 【滝沢外山地区復興産業集積区域】 滝沢字外山 301-1、字外山 309
雫石町	【雫石町長山地区復興産業集積区域】 長山狼沢 11 番地 1 【雫石町鶯宿地区復興産業集積区域】 南畑第 32 地割南桝沢 15 番地 1、2
矢巾町	【矢巾ウエストヒルズ広宮沢復興産業集積区域】 第二地区土地区画整理事業 1 街区 1～7 画地、2-1 街区 1～19 画地、2-2 街区 1～3 画地、3 街区 1～7 画地、4 街区 1～10 画地、7 街区 1～9 画地、8 街区 1～6 画地、9 街区 1～12、14 画地、10 街区 1～10 画地、11 街区 1～7 画地、12-1 街区 1～9 画地、12-2 街区 1、2 画地、17 街区 1～5 画地、18 街区 1～11 画地、19 街区 1～8 画地、20 街区 1～16 画地、21 街区 1～14 画地、22 街区 1～7 画地、23 街区 1～7 画地、24 街区 1～10 画地 【岩手流通センター復興産業集積区域】 流通センター南一丁目 1、南一丁目 2-1、2、南一丁目 3-1～13、南一丁目 4-1～10、南一丁目 5-1～14、南一丁目 6-1～11、南一丁目 7-1～11、南一丁目 8-1～11、南一丁目 9-1～7、南

市町村	復興産業集積区域の範囲
	一丁目 10、南一丁目 11、南一丁目 12、南一丁目 13、南一丁目 14、南一丁目 15、南一丁目 16、南一丁目 17、南一丁目 18、南一丁目 19、南一丁目 20、南一丁目 21、南二丁目 1-1～4、南二丁目 2-1～3、南二丁目 3、南二丁目 4-1～38、南二丁目 5-1～7、南二丁目 6-1～24、南二丁目 7、7-2～5、南二丁目 8、南二丁目 9、南二丁目 10、南二丁目 11、南二丁目 12、南二丁目 13、南二丁目 14、南二丁目 15、南二丁目 16-1、南二丁目 17、南二丁目 18、南三丁目 1-1～7、南三丁目 2-1～10、南三丁目 3-1～5、南三丁目 4-1～13、南三丁目 5-1～13、南三丁目 6-1～8、南三丁目 7-1～12、南三丁目 8-1～12、南三丁目 9-1～16、南三丁目 10-1～14、南三丁目 11、南三丁目 12、南三丁目 13、南三丁目 14、南三丁目 15、南三丁目 16、南三丁目 17、南三丁目 18、南三丁目 19、南三丁目 20、南三丁目 21、南三丁目 22、大字広宮沢 10-501-1～42、大字広宮沢 10-502-1～11、大字広宮沢 10-503-1～9、大字広宮沢 10-504-1、4、7、大字広宮沢 10-505-1～4、大字広宮沢 10-506-1～8、大字広宮沢 10-507-1～13、大字広宮沢 10-508-1～14、大字広宮沢 10-509-1～7、大字広宮沢 10-510-1～6、大字広宮沢 10-511-1～27、大字広宮沢 10-512-1～23、大字広宮沢 10-513-1～20、大字広宮沢 10-514-1～11、大字広宮沢 10-515-1～13、大字広宮沢 10-516-1～19、大字広宮沢 10-517、大字広宮沢 10-518-1～4、大字広宮沢 10-519-1～4、大字広宮沢 10-520-1～13、大字広宮沢 10-521-1～3、大字広宮沢 10-522-1～19、大字広宮沢 10-523-1～3、大字広宮沢 10-525、大字広宮沢 10-526、大字広宮沢 10-527、大字広宮沢 10-528、大字広宮沢 10-529、大字広宮沢 10-530-1、2、大字広宮沢 10-531、大字広宮沢 10-532、大字広宮沢 10-533、大字広宮沢 10-534、大字広宮沢 10-535、大字広宮沢 10-536、大字広宮沢 10-537、大字広宮沢 10-538、大字広宮沢 10-539、大字広宮沢 10-540、大字広宮沢 10-541、大字広宮沢 10-542、大字広宮沢 10-543、大字広宮沢 10-545、大字広宮沢 10-546、大字広宮沢 10-547、大字広宮沢 10-548、大字広宮沢 10-549、大字広宮沢 10-550、大字広宮沢 10-551、大字広宮沢 10-552、大字広宮沢 10-553、大字広宮沢 10-554、大字広宮沢 10-555、大字広宮沢 11-501-1～15、大字広宮沢 11-502-1～8、大字広宮沢 11-503-1～6、大字広宮沢 11-504-1～10、大字広宮沢 11-505-1～6、大字広宮沢 11-506-1～14、大字広宮沢 11-507-1～17、大字広宮沢 11-508、大字広宮沢 11-509、大字広宮沢 11-510、大字広宮沢 11-511、大字広宮沢 11-512、大字広宮沢 11-513、大字広宮沢 11-514、大字広宮沢 11-515、大字広宮沢 11-516、大字広宮沢 11-517、大字広宮沢 11-518 【矢幅駅西地区復興産業集積区域】 土地区画整理事業 6 街区、7 街区、18 街区、19 街区、20 街区、21 街区、22 街区、24 街区、30 街区、31 街区、32 街区、33 街区、34 街区
紫波町	【紫波南伝法寺地区復興産業集積区域】 南伝法寺字田沢 2-5、田沢 3-1～10、12～14、23、25～28、31～33、35、37、40、42～43、45～48、60、62、84、103～106、南伝法寺字上山新田 3-1、新田 80-1～2、5、南伝法寺字水持 1-1～3、23、小屋敷字新在家 1-1、45、56、57、小屋敷字焼野 46、小屋敷字焼野 50、小屋敷字焼野 52-1～2、小屋敷字焼野 56-3、小屋敷字焼野 57-2～3、小屋敷字焼野 58-2、小屋敷字焼野 59-2、小屋敷字焼野 60-2、小屋敷字焼野 61-4、小屋敷字焼野 62-1、小屋敷字焼野 64-2、小屋敷字焼野 65-2～3、小屋敷字焼野 66-2、小屋敷字焼野 68、小屋敷字焼野 79-2、4、小屋

市町村	復興産業集積区域の範囲
	敷字焼野 80-2、小屋敷字焼野 81-4、小屋敷字焼野 82-5、小屋敷字焼野 83-1、4、5、小屋敷字焼野 84-4、小屋敷字焼野 85-4、小屋敷字焼野 86-2、小屋敷字焼野 101-1、7、8、小屋敷字焼野 102-1、8、9、小屋敷字焼野 103-1、4、5、小屋敷字焼野 113、小屋敷字焼野 117、小屋敷字焼野 124、小屋敷字焼野 125、小屋敷字焼野 126、小屋敷字焼野 127、小屋敷字焼野 128-1、小屋敷字焼野 129、小屋敷字焼野 130、小屋敷字焼野 131 【紫波上平沢地区復興産業集積区域】 上平沢字馬場 143、144、145、上平沢字東馬場 38、39、40、42-1、45-1、46-1、47-1、48-1、49、50、51、54、55、55-1、56、56-1、57、57-1、58、58-1、59、59-1、60、60-1、61、61-1、62、62-1、63、64-2、66、67、69-1、70-1、71、72-1、73-1、74-1、75、76-1、77-1、78-1、79-1、80-1、81-1、82-1、3、83-1、84-1、85-1、86-1、87-1、88-1、90-1、91-1、92-1、93、94、95、96、97-1、99、100、101、102、103-1、105-1、106-1、107-1、118-1、119-1、2、120、121-1、126-1、134-1、135-1、136、137-1、138-1、139、140、141、155、156-1、157-1、158-1、上平沢字栗田 25-1、46-1、稲藤字升形 16、18、19-2、21、25-1、30、31-1、2、32-2、35、44-1、6、48-1、50、51、52-1、2、61-1、69-1、70-1、71-1、72-1、73-1、76-1、80、81、83、85、86、87、88、90、94、107-1、108-1、122-1、123-1、124、124-1、131-1、135-1、136-1、137、138、143-1、144、145、147-1、148-1、149-1、150、151、152、153、157-1、158-1、159、160、161、162、165-1、166-1、167-1、168-1、3、169-1、3、170-1、3、171-3、173、174-1、175-1、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185-1、186-1、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198-1、199-1、200 【紫波南日詰地区復興産業集積区域】 南日詰字箱清水 65、字箱清水 66、字箱清水 67、字箱清水 68-1、字箱清水 83、字箱清水 84、字箱清水 85-1～4、字箱清水 86-1、字箱清水 87-1、字箱清水 88-1、字箱清水 89-1、字箱清水字箱清水 90-1、字箱清水 91-1、字箱清水 92-1、字箱清水 93-1、字箱清水 94、字箱清水 95、字箱清水 96、字箱清水 99、字箱清水 101-2、字箱清水 102-1、字箱清水 103、字箱清水 104、字箱清水 106-1、字箱清水 107 【紫波犬渕地区復興産業集積区域】 犬渕字南谷地 94-1、字南谷地 106、字南谷地 107-3、字南谷地 113-1～3、字南谷地 118-4、字南谷地 149-2、6、字南谷地 150-2
花巻市	【花巻空港南地区復興産業集積区域】 空港南一丁目 1、一丁目 2、一丁目 3、一丁目 5、一丁目 6、一丁目 7-1～3、一丁目 8、一丁目 10、一丁目 11、一丁目 12、一丁目 13、一丁目 14、一丁目 15、一丁目 137、二丁目 1、2-1、2、二丁目 3、二丁目 5-1、2、二丁目 7-1～3、二丁目 8-1、4、二丁目 10、二丁目 15、二丁目 16、二丁目 17、二丁目 18、二丁目 19、二丁目 20、二丁目 21、二丁目 22、二丁目 23、二丁目 24-1、2、二丁目 25-1、4、5、二丁目 30、二丁目 31 【花巻第一工業団地復興産業集積区域】 大畑第 9 地割 92-4～6、24～26、大畑第 9 地割 368～376、大畑第 10 地割 109、109-2～7、二枚橋第 4 地割 3-3～6、18、19、21、229～240、254～265、322、卸町 7、9-1～4、10、12～

市町村	復興産業集積区域の範囲
	20、22～27、29～34、37～40、42～47、52～56、66、73、74、石鳥谷町南寺林第4地割191、石鳥谷町南寺林第4地割192、石鳥谷町南寺林第4地割193、石鳥谷町南寺林第4地割194、石鳥谷町南寺林第4地割195、石鳥谷町南寺林第4地割196-2、石鳥谷町南寺林第4地割197-2、石鳥谷町南寺林第4地割198、石鳥谷町南寺林第4地割200-1、石鳥谷町南寺林第4地割204-1、石鳥谷町南寺林第4地割240-1、石鳥谷町南寺林第4地割241-1、石鳥谷町南寺林第4地割242-1、石鳥谷町南寺林第4地割243-1、石鳥谷町南寺林第4地割244-1、石鳥谷町南寺林第4地割245-1、石鳥谷町南寺林第4地割246-1、石鳥谷町南寺林第4地割247-1、石鳥谷町南寺林第4地割248-1、石鳥谷町南寺林第4地割249-2、石鳥谷町南寺林第4地割250-1、石鳥谷町南寺林第4地割251-1、石鳥谷町南寺林第4地割252-1、石鳥谷町南寺林第4地割253-1、石鳥谷町南寺林第4地割254、石鳥谷町南寺林第4地割255、石鳥谷町南寺林第4地割256、石鳥谷町南寺林第4地割257、石鳥谷町南寺林第4地割258、石鳥谷町南寺林第4地割259、石鳥谷町南寺林第4地割260、石鳥谷町南寺林第4地割261、石鳥谷町南寺林第4地割262、石鳥谷町南寺林第4地割263、石鳥谷町南寺林第4地割264、石鳥谷町南寺林第4地割265、石鳥谷町南寺林第4地割266、石鳥谷町南寺林第4地割267、石鳥谷町南寺林第4地割268、石鳥谷町南寺林第4地割298、石鳥谷町南寺林第4地割299、石鳥谷町南寺林第4地割300、石鳥谷町南寺林第4地割301、石鳥谷町南寺林第4地割302、石鳥谷町南寺林第4地割303、石鳥谷町南寺林第4地割304、石鳥谷町南寺林第4地割305、石鳥谷町南寺林第4地割306、石鳥谷町南寺林第4地割307、石鳥谷町南寺林第4地割308、石鳥谷町南寺林第4地割309、石鳥谷町南寺林第4地割310、石鳥谷町南寺林第4地割311、石鳥谷町南寺林第4地割312、石鳥谷町南寺林第4地割313、石鳥谷町南寺林第4地割314-1、石鳥谷町南寺林第4地割315-1、石鳥谷町南寺林第4地割316、石鳥谷町南寺林第4地割317、石鳥谷町南寺林第4地割318、石鳥谷町南寺林第4地割319、石鳥谷町南寺林第4地割320、石鳥谷町南寺林第4地割321、石鳥谷町南寺林第4地割322、石鳥谷町南寺林第4地割323、石鳥谷町南寺林第4地割324、石鳥谷町南寺林第4地割325、325-2、石鳥谷町南寺林第4地割326、石鳥谷町南寺林第4地割327、石鳥谷町南寺林第4地割328、石鳥谷町南寺林第4地割329、石鳥谷町南寺林第4地割330、石鳥谷町南寺林第4地割331、石鳥谷町南寺林第4地割348、石鳥谷町南寺林第4地割349、石鳥谷町南寺林第4地割350、石鳥谷町南寺林第4地割351、351-2、石鳥谷町南寺林第4地割352、石鳥谷町南寺林第4地割353、石鳥谷町南寺林第4地割354、石鳥谷町南寺林第4地割355、石鳥谷町南寺林第4地割356、356-2、石鳥谷町南寺林第4地割357、石鳥谷町南寺林第4地割358、石鳥谷町南寺林第4地割359、石鳥谷町南寺林第4地割360、石鳥谷町南寺林第4地割361、石鳥谷町南寺林第4地割362、362-2、石鳥谷町南寺林第4地割363、石鳥谷町南寺林第4地割364-1、石鳥谷町南寺林第4地割365-1、石鳥谷町南寺林第4地割366、石鳥谷町南寺林第4地割367、石鳥谷町南寺林第4地割368、石鳥谷町南寺林第4地割369、石鳥谷町南寺林第4地割370、石鳥谷町南寺林第4地割371、石鳥谷町南寺林第4地割372、石鳥谷町南寺林第4地割373、石鳥谷町南寺林第4地割374、石鳥谷町南寺林第4地割375、石鳥谷町南寺林第4地割376、石鳥谷町南寺林第4地割377、石鳥谷町南寺林第4地割378、石鳥谷町南寺林第4地割379、石鳥谷町南寺林第4地割380、石鳥谷町南寺林第4地割381、

市町村	復興産業集積区域の範囲
	石鳥谷町南寺林第4地割382-2、石鳥谷町南寺林第4地割383、383-2、石鳥谷町南寺林第4地割384、石鳥谷町南寺林第4地割385、石鳥谷町南寺林第4地割386、石鳥谷町南寺林第4地割387、石鳥谷町南寺林第4地割388、石鳥谷町南寺林第4地割389、石鳥谷町南寺林第4地割390、石鳥谷町南寺林第4地割391、石鳥谷町南寺林第4地割392、石鳥谷町南寺林第4地割393、石鳥谷町南寺林第4地割394、石鳥谷町南寺林第4地割395、石鳥谷町南寺林第4地割396-1、石鳥谷町南寺林第4地割397、石鳥谷町南寺林第4地割398、石鳥谷町南寺林第4地割399、石鳥谷町南寺林第4地割400、石鳥谷町南寺林第4地割401、石鳥谷町南寺林第4地割402、石鳥谷町南寺林第4地割403、石鳥谷町南寺林第4地割404、石鳥谷町南寺林第4地割405、石鳥谷町南寺林第4地割406、石鳥谷町南寺林第4地割407、石鳥谷町南寺林第4地割408、石鳥谷町南寺林第4地割409、石鳥谷町南寺林第5地割33-26、27、38、40～42、35-1、3、石鳥谷町南寺林第5地割190-1、石鳥谷町南寺林第5地割191-1、石鳥谷町南寺林第5地割192-1、石鳥谷町南寺林第5地割193-1、石鳥谷町南寺林第5地割194-2、石鳥谷町南寺林第5地割195-1、石鳥谷町南寺林第5地割196、石鳥谷町南寺林第5地割388、石鳥谷町南寺林第5地割389、石鳥谷町南寺林第5地割390、石鳥谷町南寺林第5地割391、石鳥谷町南寺林第5地割392、石鳥谷町南寺林第5地割393、石鳥谷町南寺林第5地割394、石鳥谷町南寺林第5地割395、石鳥谷町南寺林第5地割396-1、二枚橋第5地割6-1、3～4、6-6、6-9、6-14、6-17～18、6-20～23、6-26～30、6-32～34、6-36～43、6-45～46、二枚橋第5地割22-2～3、二枚橋第5地割23-1～3、5、6、二枚橋第5地割59-5～7、二枚橋第5地割60-5～7 【花巻北湯口地区復興産業集積区域】 北湯口第1地割1-12、14、15、17、18、20～22、第1地割28-1、5、第1地割32-1、5、第1地割46-1、14、15、35～38、40、第1地割47-11、第1地割82-14、16、第1地割142、第1地割143、第1地割144-1、第1地割387-1、第2地割1-3、7～11、13～15、18、25～27、第2地割77-2、第2地割82-1、2、5、13～16、第2地割217-29、第17地割46-11、第18地割14-10、41～44、46、47、第18地割26-3、10、14、15、17、18、第18地割45-1、第18地割47-1 【花巻横志田・中笹間地区復興産業集積区域】 横志田第6地割142-154、158、160、中笹間第1地割5、中笹間第1地割91-92、113、124、226、240 【花巻東十二丁目地区復興産業集積区域】 東十二丁目第16地割19-1、20、21-1～2、22-1、23-1、24-1、25-1、26-1、27～30、31-1～3、32、33-1、34-1、35、36、37-1、38-1、40～47、48-2、49-1、50-1、51-1、52-1、53-1、54-1、55～66、67-1、東十二丁目第17地割1-1、2-1、3～11、12-1、13-1、14～16、17-1、17-2、18～22、23-1、23-2、24-1、25-1、第17地割32、第17地割33-2、第17地割37-1、第17地割38-3～5、第19地割10-2～15、17、20～26、34、38、39、43、49～55、第19地割70-25、27、第19地割92-1、第19地割93-1、第19地割114-3 【花巻山の神地区復興産業集積区域①】 山の神670、675、678、682、686、732、735～737、742、993、996、1010

市町村	復興産業集積区域の範囲
	【花巻山の神地区復興産業集積区域②】 山の神 33～40、42、51、52、63、88、実相寺 258～262、264、266、268～277、401～411 【花巻円万寺地区復興産業集積区域】 円万寺字中村 1、7、円万寺字堰田 1、21、22 【花巻城内地区復興産業集積区域】 城内 32～37、77、78、80、82、83、88、90、91、93～99、101 【花巻田力地区復興産業集積区域】 田力第 3 地割 88～96、103、104、143、161 【花巻椚ノ目地区復興産業集積区域】 椚ノ目第 2 地割 10～13、26、28～32、35～38、65～67、70～78、椚ノ目第 6 地割 114、115、椚ノ目第 7 地割 1～3、18～20、22、32、33、39、43～45、48、51～53、59～75、80～82 【花巻小瀬川地区復興産業集積区域】 小瀬川第 3 地割 143、144、298～300、303 【花巻中根子地区復興産業集積区域】 中根子字堂前 22、36～42 【花巻下北万丁目地区復興産業集積区域】 下北万丁目 14～18 【花巻大通地区復興産業集積区域】 大通り 1 丁目 538～549 【花巻南新田地区復興産業集積区域】 南新田 330～336 【花巻下根子地区復興産業集積区域】 下根子 534～536 【花巻若葉町地区復興産業集積区域】 若葉町２丁目 626～628、666 【花巻ぶどう沢地区復興産業集積区域】 大迫町大迫第 14 地割 31、33、36、49、56、95、106～108、112、114、117 【花巻大迫沢田地区復興産業集積区域】 大迫町亀ヶ森第 11 地割 26、40～49、53～59、65～67 【花巻石鳥谷八重畑地区復興産業集積区域】 石鳥谷町八重畑第 5 地割 23、38、39、56～58、60、62～66、八重畑第 6 地割 60～71 【花巻石鳥谷八幡地区復興産業集積区域①】 石鳥谷町八幡第 8 地割 30、八幡第 13 地割 36 【花巻石鳥谷八幡地区復興産業集積区域②】 石鳥谷町八幡第 4 地割 161 【花巻石鳥谷好地地区復興産業集積区域①】 石鳥谷町好地第 1 地割 72、394～399、404、425、438、439、446、468～471、473、483～489、

市町村	復興産業集積区域の範囲
	495～499、501、506～512、515～518、530～532、538、547、553、555、556、564、565、好地第2地割30 【花巻石鳥谷好地地区復興産業集積区域②】 石鳥谷町好地第3地割75、77～79、85、87、90、92、96、98 【花巻石鳥谷上口地区復興産業集積区域】 石鳥谷町好地第12地割28～30、35、44、53、82、85 【花巻石鳥谷北寺林地区復興産業集積区域】 石鳥谷町北林寺第2地割21、198、199、205～211、224、227、228 【花巻石鳥谷大瀬川地区復興産業集積区域】 石鳥谷町大瀬川第9地割31、32、36、37 【花巻石鳥谷新堀地区復興産業集積区域】 石鳥谷町新堀第9地割27、34～37、41、45、48、141、142 【花巻石鳥谷中寺林地区復興産業集積区域】 石鳥谷町中寺林第1地割47、49、50、54、56、87、89～93、中寺林第2地割30、32、33、36、48、西中島第1地割2～6、西中島第2地割1、16、33 【花巻東和鷹巣堂地区復興産業集積区域】 東和町鷹巣堂3区1、3～7、10～17、舘迫5区69～75、99、102～115、125～135 【花巻東和町井地区復興産業集積区域】 東和町町井2区4、9～14、16、22～27、128、129、133～139 【花巻東和安俵地区復興産業集積区域】 東和町安俵1区7～10、12、13、15、17～29、219～259、261～268、270～273、278、338
北上市	【北上南部工業団地復興産業集積区域】 相去町大松沢1番5～19、21、23～30、32～49、51、53～62、64～66、72、73、75～93、95～105、大松沢25番39、大松沢46番、大松沢57番、大松沢77番、前稗沢3番1、3～12、17、山根梨の木43番73、74、76～79、81～83、86～88、90、92～112、114～132、136、137、144、145、山根梨の木69番、山根梨の木342番2、、舘1番10、平林3番2～5、8～11、15、平林8番6、11～16、19、平林14番4、5、8、10～12、14、17、25、平林15番13～17、21、23、29、31、平林21番37、41、48、50、51、53、56、57、66、68、104、109、154、200、201、平林22番1、3、4、平林27番6、45、平林55番2、平林56番1、平林98番2、平林102番1、平林178番、平林251番、平林252番、平林253番、前塘12番6、前塘17番1～3、5、8、9、12、15、16、前塘18番10、12、36、37、43、46、51、52、54、前塘29番、前塘30番、前塘31番1 【北上後藤野工業団地復興産業集積区域】 和賀町後藤2地割48番1、3、6、7、後藤2地割106番6、137～140、145～148、150、151、156、159～164、166～168、170、172、174、後藤2地割112番1～5、後藤2地割113番1、2、後藤2地割114番2、3、後藤2地割116番2、6～8、後藤2地割118番2、6、7、後藤2地割209番1、2、後藤2地割210番1、3、後藤2地割211番1～3、後藤2地割212番、後藤2地

市町村	復興産業集積区域の範囲
	割 214 番 2、後藤 2 地割 217 番 2、後藤 2 地割 218 番 2、後藤 2 地割 219 番 2、3、後藤 2 地割 222 番 2、後藤 2 地割 225 番 1、2、後藤 2 地割 226 番 3、4、後藤 2 地割 227 番 2、3、後藤 2 地割 230 番 3、5、後藤 2 地割 234 番 4～6、後藤 2 地割 235 番 2、3、後藤 2 地割 238 番 4～7、後藤 2 地割 242 番 2、後藤 2 地割 243 番 2、3、後藤 2 地割 246 番 2、後藤 2 地割 250 番 2、後藤 2 地割 251 番 2～4、後藤 2 地割 254 番 3、5、後藤 2 地割 258 番 2、後藤 2 地割 259 番 2～4、後藤 2 地割 262 番 2、後藤 2 地割 266 番 2、後藤 2 地割 267 番 2～4、後藤 2 地割 270 番 3、5、後藤 2 地割 274 番 2、後藤 2 地割 275 番 1～4、後藤 2 地割 276 番、後藤 2 地割 277 番、後藤 2 地割 278 番 1、3～5、後藤 2 地割 279 番 1～4、後藤 2 地割 280 番 1、後藤 2 地割 281 番 1、後藤 2 地割 282 番 1、2、後藤 2 地割 285 番 2、後藤 2 地割 286 番 1、2、後藤 2 地割 289 番 5～11、後藤 2 地割 290 番 2～8、後藤 2 地割 293 番 3、4、後藤 2 地割 294 番 1、2、後藤 2 地割 297 番 3、4、後藤 2 地割 300 番 2、3、後藤 2 地割 301 番、後藤 2 地割 304 番 3、4、後藤 2 地割 305 番 2～4、後藤 2 地割 308 番 3、5、後藤 2 地割 309 番 1、2、後藤 2 地割 312 番 4～6、後藤 2 地割 315 番 2、後藤 2 地割 316 番、後藤 2 地割 319 番 2、後藤 2 地割 320 番、後藤 2 地割 321 番 3、5、後藤 2 地割 322 番、後藤 2 地割 325 番 5～8、後藤 2 地割 327 番 4、6、8、後藤 2 地割 328 番、後藤 2 地割 330 番 2、後藤 2 地割 331 番 2、、後藤 2 地割 333 番 2、後藤 2 地割 334 番、後藤 2 地割 337 番 2、後藤 2 地割 339 番 2、後藤 2 地割 340 番、後藤 2 地割 343 番 2、後藤 2 地割 345 番 3、5、後藤 2 地割 346 番 1、2、後藤 2 地割 349 番 2、後藤 2 地割 351 番 3、5、後藤 2 地割 352 番、後藤 2 地割 355 番 2、後藤 2 地割 356 番 2、後藤 2 地割 357 番 1、2、後藤 2 地割 360 番 2、後藤 2 地割 382 番、後藤 2 地割 383 番、後藤 2 地割 384 番、後藤 2 地割 385 番、後藤 2 地割 386 番、後藤 2 地割 387 番、後藤 2 地割 388 番、後藤 2 地割 389 番、後藤 2 地割 390 番、後藤 2 地割 391 番、後藤 2 地割 392 番、後藤 2 地割 404 番、後藤 2 地割 405 番 1～4、後藤 2 地割 406 番、後藤 2 地割 407 番、後藤 2 地割 408 番、後藤 2 地割 409 番、後藤 2 地割 410 番、後藤 2 地割 411 番、後藤 2 地割 412 番、後藤 2 地割 413 番、後藤 2 地割 414 番、後藤 2 地割 415 番、後藤 2 地割 416 番、後藤 2 地割 417 番、後藤 2 地割 418 番、後藤 2 地割 419 番、後藤 2 地割 420 番、後藤 2 地割 421 番、後藤 2 地割 422 番、後藤 2 地割 423 番、後藤 2 地割 424 番、後藤 2 地割 425 番、後藤 3 地割 28 番 23、26～29、31～34、後藤 3 地割 390 番 7、後藤 3 地割 391 番 3、後藤 3 地割 458 番 3、後藤 5 地割 39 番 40 【北上流通基地復興産業集積区域】 流通センター1 番 1～46、流通センター57 番 2、流通センター64 番 3、4、流通センター92 番 7、11、13、流通センター102 番 3、流通センター103 番 4、5、8、流通センター106 番 7、8、10、流通センター108 番 2、流通センター109 番 1、流通センター110 番 2、流通センター111 番 3、流通センター112 番 1～3、流通センター113 番 2、流通センター120 番 2、流通センター121 番 1、流通センター122 番 1、流通センター124 番 3、流通センター125 番 4、流通センター126 番 6、流通センター134 番 2、流通センター136 番 1、3、流通センター147 番 11、13、15、17～19、流通センター156 番 1、3～12、流通センター182 番 3、4、流通センター183 番 2～5、7～20、流通センター185 番 3、流通センター186 番 3、流通センター197 番 10、12～14、流通センター199 番 3、4、流通センター215 番 1、流通センター216 番 1、流通センター218 番

市町村	復興産業集積区域の範囲
	3、流通センター219番1、流通センター220番3～5、9、13、流通センター222番2、流通センター230番6～9、12～16、18～21、23～26、流通センター235番3、4、8、9、流通センター236番3、流通センター257番2、5、流通センター259番4、流通センター260番4、流通センター291番2、流通センター292番2、3、流通センター293番3、4、流通センター294番3、4、流通センター295番1、3、流通センター296番1、3、流通センター300番1、3、流通センター301番1、3、流通センター302番3、4、流通センター303番3、4、流通センター304番2、流通センター305番2、流通センター306番1、2、4、流通センター307番1～4、流通センター308番1、3、流通センター313番、流通センター354番2、流通センター355番1、流通センター357番1、流通センター402番1、3、6、流通センター413番2、流通センター415番2、流通センター416番2、流通センター427番1、流通センター432番1、流通センター455番11、流通センター456番1、流通センター593番2、流通センター594番2、流通センター601番5～41、43～50、54～56、流通センター602番、流通センター603番、603番1、流通センター604番、604番1～5、流通センター605番1～5、7、流通センター606番、606番1、2、流通センター607番、607番1～9、流通センター608番、608番1～5、流通センター609番、609番1、2、流通センター610番、610番1～3、流通センター611番、流通センター612番、612番1、2、流通センター613番1～4、流通センター614番、614番1～5、流通センター615番、615番1～6、流通センター616番、616番1、流通センター617番1～9、流通センター618番、618番1、流通センター619番、619番1～10、流通センター620番1、2、4、流通センター621番、621番1、流通センター760番2、流通センター761番2、流通センター762番1、流通センター764番1、流通センター765番1、流通センター770番1、3、流通センター771番1、3、流通センター775番1、流通センター777番2、藤沢14地割77番1、2-80、2-81、3、7、14地割81番1、14地割86番1、14地割87番、14地割88番、14地割362番2、15地割48番1、2、15地割66番1、15地割74番3、6、15地割84番3、15地割85番1、2、15地割177番1、5、15地割232番1、3～7、15地割238番2、15地割253番1、2、15地割254番、15地割255番、15地割256番、15地割257番、15地割259番、15地割264番2、15地割279番2、15地割284番、15地割285番、15地割286番1、2、15地割413番3、15地割415番3、15地割416番3 【北上産業業務団地復興産業集積区域】 相去町西裏1番6、25、28～32、34、36～43、西裏63番7、14～17、19、20、23～27、29、30、舘下1番2、3、9、10、13、17～23、舘下2番3、舘下3番11、13、15、19、20、舘下11番16、舘下33番13、山田2番5～31、35、39、42、山田35番1、山田123番2、5、山田132番3、山田165番3、下鬼柳7地割105番5、14地割82番12 【北上工業団地復興産業集積区域】 北工業団地1番、1番1、4～13、17～29、北工業団地3番、3番1～10、北工業団地4番1～4、北工業団地5番1～3、北工業団地6番、北工業団地7番、7番2、北工業団地8番、北工業団地9番、北工業団地10番、10番2、北工業団地11番1～3、北工業団地12番1～9、北工業団地13番、北工業団地14番1～9、北工業団地15番1～5、北工業団地16番、北工業

市町村	復興産業集積区域の範囲
	団地17番1、2、北工業団地19番2、3、北工業団地20番2、北工業団地21番2、6、8、北工業団地22番2、北工業団地23番5、北工業団地24番1、4、北工業団地25番4、北工業団地27番、27番1、2、北工業団地28番、北工業団地29番、北工業団地30番、30番1～3、北工業団地31番、北工業団地32番、32番2、北工業団地33番、33番1～3、52、53、北工業団地35番3～6、北工業団地36番、北工業団地37番、北工業団地38番、38番2、4、北工業団地39番1～6、北工業団地40番、北工業団地41番1、2、4～6、北工業団地44番2、3、5、北工業団地45番2、3、北工業団地46番2、5、7、北工業団地48番2、4、6、7、北工業団地49番1～5、北工業団地50番、北工業団地52番2、北工業団地53番、北工業団地54番、北工業団地55番、北工業団地56番、北工業団地57番、北工業団地58番、北工業団地60番1、2、北工業団地61番、北工業団地62番、北工業団地72番2、北工業団地73番1、北工業団地74番、北工業団地75番1、北工業団地76番1、3～5、8、11、14～27、北工業団地83番1、3、北工業団地86番1、北工業団地87番、北工業団地88番1、北工業団地91番3～5、北工業団地101番1、北工業団地105番2～4、6、北工業団地106番4、8、北工業団地107番2、北工業団地109番、111番1、北工業団地115番1～4、北工業団地117番1、3、5、北工業団地118番2、北工業団地120番1、2、北工業団地122番1、2、北工業団地123番1、北工業団地124番、北工業団地125番2、北工業団地127番1～4、北工業団地128番2、3、北工業団地130番1～3、北工業団地131番、北工業団地131番1、北工業団地132番、北工業団地133番1～3、北工業団地134番3、北工業団地135番2、140番1、北工業団地142番1、北工業団地159番1、北工業団地169番2、北工業団地201番1～6、8、9、北工業団地203番2、北工業団地207番3、北工業団地208番2、4、北工業団地209番2、4、5、北工業団地210番2、北工業団地211番1、北工業団地212番1、北工業団地225番、北工業団地227番2、北工業団地228番4、北工業団地229番2、北工業団地235番1、北工業団地241番1、2、北工業団地242番1、北工業団地243番3、北工業団地244番2、北工業団地246番1、北工業団地247番2、北工業団地248番2、北工業団地249番2、北工業団地250番2、北工業団地251番3、4、北工業団地252番1、北工業団地262番、北工業団地267番1、北工業団地268番2、3、北工業団地269番39、北工業団地270番1～7、北工業団地271番2、北工業団地272番7、9、11、13、15、22、25、北工業団地273番2、3、5、6、北工業団地274番3、北工業団地276番3、4、北工業団地284番、北工業団地301番6、8、9、北工業団地307番、北工業団地308番、北工業団地312番2～6、10、11、北工業団地330番3、北工業団地337番1、3、5～10、北工業団地339番5、北工業団地340番1、3、北工業団地346番2、北工業団地347番1～3、北工業団地348番3～5、北工業団地349番3、4、7、北工業団地353番1、北工業団地355番2、4、北工業団地356番1、3～5、北工業団地357番2、3、5、6、北工業団地384番1、18、19、25、26、32～34、39、42～44、北工業団地387番1、4、8、北工業団地390番2、4～10、13～16、22、23、26～28、31、北工業団地392番1、2、北工業団地400番1、北工業団地401番3、北工業団地406番2～5、北工業団地407番1～4、北工業団地408番2、北工業団地409番2、北工業団地411番1、北工業団地412番2、北工業団地413番2、北工業団地415番2、4、北工業団地418番、北工業団地421番、北工業団地427番2、4、7～9、

市町村	復興産業集積区域の範囲
	北工業団地428番3、北工業団地431番2、4～6、8～12、14、15、18～21、北工業団地442番2、北工業団地447番1、2、北工業団地467番、北工業団地483番2、北工業団地501番1、北工業団地502番2、3、北工業団地505番1、北工業団地507番1、3、北工業団地510番2、北工業団地516番2～4、北工業団地518番2、3、北工業団地522番2～5、7～9、北工業団地523番3、4、北工業団地547番29、30、49、72、75、北工業団地549番5、北工業団地552番11、北工業団地553番2、北工業団地556番2、北工業団地557番2、北工業団地558番2、4、北工業団地561番6～10、北工業団地562番4、北工業団地563番2～4、7、北工業団地564番2、北工業団地565番5、北工業団地566番1、北工業団地577番、北工業団地578番2、北工業団地580番1、4、北工業団地584番3、5、北工業団地585番2、北工業団地587番、北工業団地587番1、3、4、北工業団地594番2、北工業団地595番2、北工業団地599番、北工業団地600番、北工業団地600番2、北工業団地601番2、北工業団地602番、北工業団地604番、北工業団地607番、北工業団地616番1、3、北工業団地629番1～6、北工業団地630番2、北工業団地631番3、北工業団地632番3、北工業団地633番3、北工業団地634番2、北工業団地635番2、北工業団地646番2、北工業団地647番1、北工業団地648番2、北工業団地650番3～5、北工業団地659番2、北工業団地664番、北工業団地665番2、北工業団地683番2、北工業団地701番1、2、北工業団地723番1、北工業団地745番1、北工業団地746番10～13、15～19、北工業団地748番1、3、北工業団地765番2、3、北工業団地768番2、北工業団地770番3～5、7、8、10、11、13、14、16～20、22～25、北工業団地776番3、北工業団地778番3、北工業団地809番1、北工業団地815番2、3、北工業団地816番3、北工業団地838番1、3、4、北工業団地858番1、4、6、8、9、北工業団地859番3、北工業団地863番1、2、北工業団地864番2、3、北工業団地865番1、2、北工業団地866番、村崎野21地割30番1、6～13、31番1～5、32番1～5、33番、33番5、59番2、3、60番、62番、64番1～3、65番1、2、66番、66番2、67番2、4、5、8～10、68番2、70番1、2、4、6～9、84番56、61、66、74、80、82～84、85番4、161番5、162番1～8、163番、村崎野22地割92番5、177番、村崎野24地割15番5～8、村崎野25地割7番5、村崎野26地割22番2、24番1～3、26番、29番、30番、31番1、2、32番1～3、5、7、8、11、12、15、22、62～65、37番、102番1、103番1、116番1、122番1、124番1、173番1、3、176番、二子町秋子沢69番74、115番2、118番1、8、9、132番2、134番1、134番4、135番3～6、138番、139番1、140番1、141番、142番、143番1、2、362番1、成田26地割23番1、5、24番1、4～8、25番1、26番1、2、27番1～3、28番1、29番、30番、37番、38番1～3、39番、40番1～4、41番1～3、42番1～5、43番1、44番、45番1、46番2、47番1、49番4、51番2、127番2～4、130番1、2 【北上飯豊西部中小企業工業団地復興産業集積区域】 成田26地割83番5、8～10、12、14、15、成田26地割89番1、4、7、9、成田26地割90番1、成田26地98番、村崎野21地割26番1～3、7～11、15～18、22～26、28～31、村崎野21地割44番2、村崎野21地割134番1～19、30、村崎野21地割135番、村崎野21地割151番1、村崎野22地割83番1、2、10、12、13、15～23、25～28、村崎野22地割89番5、6、

市町村	復興産業集積区域の範囲
	村崎野23地割30番1、3、7、9、10、12～21、23、25、28～31、村崎野25地割7番6、11、12、飯豊25地割135番2 【北上和賀川東部工業団地復興産業集積区域】 川岸一丁目1番7、301番1、15、16、24-80、24-81、326番、2、53、56、57、392番2、393番、394番2、395番1～3、418番1、3～5、419番2～4、420番1、2、4～6、421番3、5～7、422番1、3、433番1、4～6、436番1～3、449番5、463番1、479番1、5、484番1～3、492番1、3～6、493番3～6、8、11～15、495番2、4、5、525番3、17～19、537番1、538番3～6、539番1～3、7、593番、594番1、3～8、596番、597番2、若宮町一丁目30番2、122番1、318番2、382番、383番、385番、386番、389番、397番、398番 【北上村崎野西部工業団地復興産業集積区域】 村崎野14地割55番2、61番1、2、63番1～4、6～14、16～20、65番1、12、14、70番1～5、163番2、17、174番1、11、194番5、243番3、6、15、16、18、20～22、24、425番、426番1～6、436番2、445番2、4、6、8～11、453番5、9、25～29、33、40～43、45、46、15地割107番1、2、139番2～4、207番1、14、15-80、15-81、20、21、23、24、212番10、213番1、3～8、214番1、215番1～4、217番2、218番2、5、16～18、219番1、2、4、6、7、221番2、9、10、307番2、308番1、640番1、2、652番、653番、16地割52番2、53番3、55番1、5、6、60番、62番1、95番1、113番1、120番1、126番1、333番、336番、384番、385番、17地割60番、61番1、70番2、92番3、93番2、96番2、97番、98番2、315番 【北上機械鉄工業団地復興産業集積区域】 堤ヶ丘一丁目35番123、146、172、173、190、202、203、204、206、57番2、6、7、9、10、12、13、15～17、69番4、5、16、91番4～6、47～50、96番2、11、113番3、115番20、437番2、438番、堤ヶ丘二丁目6番58、12番1、4、6～10、12～15、17、20、15番1、6、8～10、14、15-90、54番5、7、85番1、4～8、88番2、4～7、藤沢21地割12番11、18、19、43番3 【北上竪川目工業団地復興産業集積区域】 竪川目1地割1番77、99、100、105、146～149、163、27番5、12、13、17、33番14、15、20～25、27、49、101、111、120、126～128、130、131、136～139、141～144、93番1、115番5、6、171番3～5、182番16、192番1、193番6～8、195番1、7、200番、200番2、3、234番24、235番18 【北上藤根地区工業地域復興産業集積区域】 藤根18地割7番1、14番、14番1、16、17、20～22、25～27、16番1、6～9、21番1、7、23番5、24番1、25番1～4、26番1、3、4、28番1、30番2、6、31番、32番1、3、5、6、39番13、15、52番4、5、66番2、4～6、67番1～7、68番1～6、72番1、6、81番1、82番、87番、88番、89番、90番、91番、92番、93番、94番、95番1、2、4、96番1、3、98番、99番、100番、101番1～3、104番2、3、6、12、105番、107番1、108番1、109番1、111番1、113番1、115番、115番2～11、14、119番1～3、120番1、2、121番1、2、122番1、

市町村	復興産業集積区域の範囲
	3、123番1、124番1、125番1、126番1、127番、127番1、128番1、2、129番1～3、130番1、2、131番1、132番1、133番1、135番1、136番1、2、137番1、2、138番1、139番1、140番1、141番1、143番1、144番1、145番1、146番1、150番1、151番1、215番1、2、216番1、220番1、2、221番1～3、223番1、2、229番1、2、6～17、243番2、244番1、245番1、2、246番1、3、247番1、2、248番1、2、249番1、250番1、3、251番1、2、252番1、2、253番1～3、254番1、2、255番1、3、256番、257番、258番、259番1、404番、406番2、407番、408番、412番、413番 【北上笹長根地区工業専用地域復興産業集積区域】 相去町笹長根12番1、2、13番2、3、5、7、8、14番1、3、15番1、2、20番1～4、21番1、3、5～7、10～15、22番、23番3、28番1、35番3、16、18、49番、50番、52番2、52番3、和田前1番2、5番2、3、7番2、10番1、16番、16番1、18番3～5、20番2、23番1、24番2、4、30番、31番、32番1～3、往還西1番、2番2、17番、100番、121番、122番、岩の目1番1～3、2番1、2、3番1、37番2、67番、72番2、74番、75番1～3、76番、和田尻6番2、3
西和賀町	【西和賀町泉沢地区復興産業集積区域】 沢内字泉沢29地割2-19～23、31、33、39、41～43、75、102、103、106、29地割44-1、2、4、6 【西和賀町貝沢地区復興産業集積区域】 沢内字貝沢3地割647-1～22 【西和賀町南部地区復興産業集積区域】 湯田大沓36地割26-1、5、36地割31-1、36地割32-1、2、12～14、36地割39-1、3、4 、36地割40-1、3、5、6、36地割41-1、3、5～9、36地割42-1、3、8～10、12、14、29、30、39、47～51、36地割44-1、2、36地割45-1、36地割46-1～5、36地割47-1、2、36地割51-1、2、8、9、11、36地割57-1、2、13、36地割59-1～5、36地割61-1、2、36地割62-1、3、4、36地割63-3、6 【西和賀町耳取地区復興産業集積区域】 湯田耳取49地割2-99、100、167 【西和賀町小繋沢地区復興産業集積区域】 湯田小繋沢55地割125-1、2、4～6、55地割126-1、55地割128-1、2、6～8、55地割129、55地割130-1～5、55地割131、131-1～7、55地割132-1、55地割134、55地割135、55地割136-1、2、55地割137-4～6、55地割138、55地割139、55地割140-1～3、55地割141、55地割142-1、2、55地割143、143-4～7、55地割145-2、55地割147-2、6、9、23、55地割455-1、2、55地割484
金ケ崎町	【岩手中部（金ケ崎）工業団地復興産業集積区域】 西根森山1-1～3、6～27、森山2-7、森山3、森山4-1～3、5～10、12～20、森山5、森山6-1、2、森山7-1、森山8-4、森山9、森山10-1、森山11-1、森山12-1～3、森山13-1、5、6、森山14-1、4～11、森山15-2、3、森山16-1、2、4～6、森山17-1～3、5～42、44～46、48～

市町村	復興産業集積区域の範囲
	50、森山 18-1～8、森山 19-1～5、森山 20、森山 21-1～3、5、7、10～12、15～17、森山 22、森山 23、森山 24、森山 25、森山 26、森山 27、森山 28、森山 29、森山 30-1～6、森山 31-1～5、森山 32-2～5、7～11、13、森山 33-1、8、9、森山 34-2～5、7～10、森山 71-1、森山 75-1、4、花舘 37-27、28、50、65、67、68、花舘 39-2、3、5、北大曲 15-13、117～123、改断 11-1、改断 13、改断 14-3 【金ケ崎森合工業団地復興産業集積区域】 六原森合 6-3、7-1～3、5、8、10-1、2、4～7、11、12-1、2、13-1～3、23、24、25、31、32、33、34、35、36、47-1、48、49-1、50、52-2、53-2、54-2、55-3、56-2、57-2、63-2 【金ケ崎北部流通業務団地復興産業集積区域】 六原七里 2-1、3、七里 3-1、七里 23-1、六原赤坂前 36-2、4、6、赤坂前 43-10、11、赤坂前 44-3、4 【金ケ崎西根、三ケ尻地区復興産業集積区域】 三ケ尻渋川、三ケ尻上渋川、三ケ尻下渋川、三ケ尻荒巻横道上、三ケ尻荒巻、三ケ尻勘九郎東、西根荒巻、西根下荒巻、西根二の台、西根餅田、西根北野中、西根南野中、西根日干、西根北羽沢、西根南羽沢、西根西地蔵野、西根東地蔵野、西根本宮後、西根塩川原、西根鑓水、西根前野、西根原添、西根古寺、西根古寺前、西根縦街道北 ※復興産業集積区域は、上記地区のうち地図に示す地域に限定するもの。 【金ケ崎西根下庄地区復興産業集積区域】 西根寺下、西根鍛冶下 ※復興産業集積区域は、上記地区のうち地図に示す地域に限定するもの。 【金ケ崎六原頭無地区復興産業集積区域】 六原頭無 46-1、50-9、60-8、狐森 1-1、3-1、15-2、16、61 【金ケ崎永栄飛鳥田後地区復興産業集積区域】 永栄上宿 1、14-2、永栄飛鳥田後 12-1、36-1 【金ケ崎永栄林蔵寺地区復興産業集積区域】 永沢林蔵寺 1-1、12、15、12-2、 【金ケ崎下二の町・赤坂・赤坂前地区復興産業集積区域】 六原赤坂前 49-3、赤坂前 54、赤坂 25-2、六原下二の町 174-1、3～5、下二の町 175-2、4、下二の町 176-4、下二の町 177-5、7、9、下二の町 182-1、2、下二の町 205-6、8、10、12、14、下二の町 210、下二の町 215、215-2、3、下二の町 222-2、下二の町 223-1、2、7～9、下二の町 224-5、6、下二の町 225-2、下二の町 226-2、下二の町 227-2、下二の町 228-2、下二の町 229-2、下二の町 230-2、下二の町 231-2、下二の町 232-2、下二の町 233-3、下二の町 234-2、下二の町 235-2、下二の町 236-2、下二の町 237-2、下二の町 238-2、下二の町 239-2、下二の町 241-2、下二の町 242-2、下二の町 247-1、2、下二の町 248-2、下二の町 249-2、下二の町 250-1、2、下二の町 251-2、下二の町 252-2、下二の町 253-2、下二の町 254-2、下二の町 255-2、下二の町 256-1～3、下二の町 265-2、下二の町 266-2、下二の町 267-2、下二の町 269、下二の町 271、下二の町 272、下二の町 273、下二の町 274、下二の町 275、下二の町

市町村	復興産業集積区域の範囲
	276、下二の町 277